



品川区

品川区障害者計画
品川区障害福祉計画

平成 27 年 4 月

品川区

だれもが輝いて暮らせるまちをめざして



品川区は、全国にさきがけて障害者施策を開始した 1960 年代から現在に至るまで、共生社会の実現をめざした地域づくりを進めてまいりました。障害のある方が地域で暮らしやすい環境づくりとともに、相談支援の充実に努め、最近では、発達障害者支援施設や重症心身障害者通所施設の開設など、様々な障害に対応した支援を充実させてまいりました。

このたび、さらに積極的に障害者施策に取り組むため、「品川区障害者計画・障害福祉計画」を策定いたしました。策定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、品川区障害者計画策定委員会での審議を重ね、障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、幅広い視点から検討いただいたところです。この実現のために、礎となります障害への理解啓発の促進や福祉人材の育成にも積極的に努めてまいります。

本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体等の皆様との連携や協働は欠かせないものです。障害のある人もない人も共に支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびになりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました障害者計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた区民や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 4 月

品川区長

濱野 健

目 次

第1部 品川区障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の理念と基本方針.....	2
(1) 計画の基本理念.....	2
(2) 計画の基本方針.....	2
4. 計画期間.....	3
5. 重点施策.....	4
(1) 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化.....	4
(2) 重度化・高齢化への対応.....	4
(3) 療育支援体制の充実.....	5
6. 計画の推進に向けて.....	5
(1) 総合的な計画推進体制の強化.....	5
(2) 地域における連携・協力体制の活用.....	5
(3) 計画の進行管理と評価.....	5
(4) 自立支援協議会.....	5
第2章 障害者の現状と施策の取り組み.....	7
1. 品川区における障害者の状況.....	7
2. 品川区における障害者福祉施策の展開.....	11
(1) 障害者施策への取り組みの開始.....	11
(2) 養護学校卒後の受け皿の整備と多様なニーズへの対応.....	11
(3) 利用者主体のサービスと地域での自立に向けて.....	13
第3章 施策の方向と展開.....	15
1. 相談支援体制の充実.....	16
(1) 現状と課題.....	16
(2) 施策の方向.....	17
2. 地域生活支援体制の整備.....	19
(1) 現状と課題.....	19
(2) 施策の方向.....	21
3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実.....	23
(1) 現状と課題.....	23
(2) 施策の方向.....	25

4. 安心・安全な生活基盤の確保.....	27
(1) 現状と課題.....	27
(2) 施策の方向.....	28
5. 人材育成.....	29
(1) 現状と課題.....	29
(2) 施策の方向.....	29
6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実.....	30
(1) 現状と課題.....	30
(2) 施策の方向.....	32
7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実.....	33
(1) 現状と課題.....	33
(2) 施策の方向.....	35
8. 権利擁護体制の構築.....	36
(1) 現状と課題.....	36
(2) 施策の方向.....	36
9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり.....	38
(1) 現状と課題.....	38
(2) 施策の方向.....	41

第2部 品川区障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の策定にあたって.....	43
-------------------------	----

第2章 計画に関する成果目標の設定とサービスの見込量.....	43
---------------------------------	----

1. 平成29年度における成果目標.....	43
(1) 入所施設から地域生活への移行.....	43
(2) 精神科病院から地域生活への移行促進.....	44
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	44
(4) 福祉施設から一般就労への移行支援.....	44
2. 障害福祉サービス.....	45
(1) 訪問系サービス.....	45
(2) 日中活動系サービス.....	46
(3) 居住系サービス.....	47
(4) 相談支援.....	48
(5) 児童福祉系サービス.....	49
3. 地域生活支援事業.....	50
(1) 法定必須事業.....	50
(2) 任意事業.....	53

第3章 計画の進行管理.....	56
------------------	----

第3部 資料編

1. 品川区の障害者施策の展開（年表）	57
2. 品川区の障害者向け施設・サービスの現状	62
3. 策定体制	66
(1) 品川区障害者計画策定委員会設置要綱	66
(2) 品川区障害者計画策定委員会	68
(3) 品川区障害者計画庁内連絡会	69
4. 策定経過	70
(1) 品川区障害者計画策定委員会検討経過	70
(2) 品川区障害者計画庁内連絡会検討経過	70
(3) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定のための意見交換会	70
(4) パブリックコメントの実施	71
5. 障害福祉計画策定のための基礎調査結果（概要）	72
(1) 調査対象者	72
(2) 調査期間	72
(3) 配布・回収状況	72
(4) 調査結果の概要	73

第 1 部

品川区障害者計画

第 1 部 品川区障害者計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

近年、国においては、障害者制度の集中的な改革を推進してきました。平成 23 年 8 月には、「障害者基本法」の一部改正により、共生社会の実現が法律に明記され、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法」の施行、そして平成 26 年 4 月には、障害者の日常生活・社会生活への支援を総合的かつ計画的に行うための「障害者総合支援法」が完全施行されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

一方、区では、平成 20 年 4 月に「品川区基本構想」、平成 21 年 4 月に「品川区長期基本計画」（平成 26 年 4 月改定）を策定し、「みんなで築く健康・福祉都市」の実現に向け、障害者一人ひとりに対するステージごとの切れ目のないきめ細やかな障害者福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを進めています。

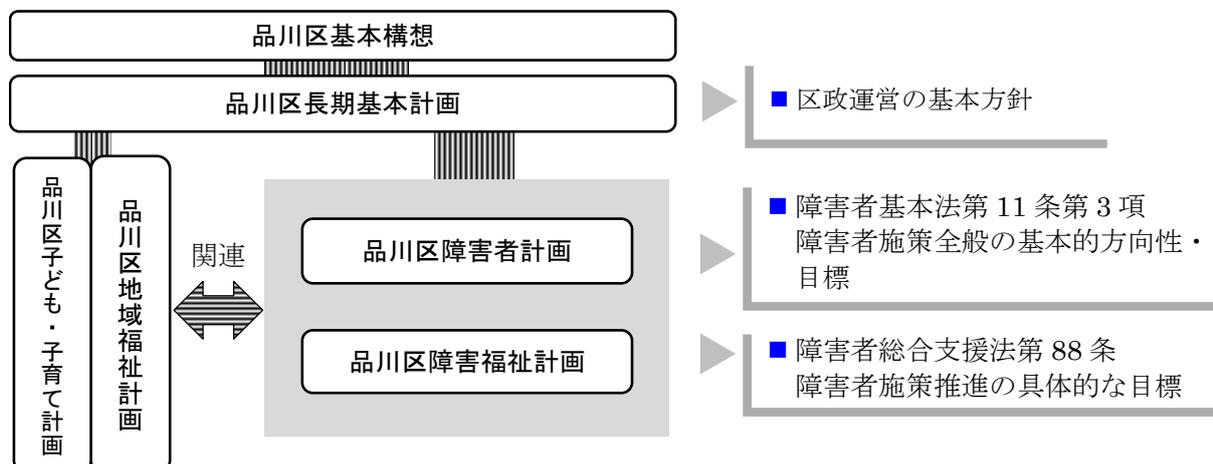
国の動向にも的確に対応しつつ、これまで区が進めてきた障害のある方の地域での自立を支援する取り組みについては、引き続き充実させていく必要があります。また、平成 25 年に実施した基礎調査などから、障害のある方の生活状況や意向などを十分に踏まえながら施策を進めていく必要があります。

こうした状況の中、区では、障害者基本法に規定された障害者計画と、障害者総合支援法に規定された障害福祉計画を一体的に策定し、障害者施策の計画的な推進を図ります。

2. 計画の位置づけ

障害者計画・障害福祉計画は、区の長期的・総合的な計画である「品川区長期基本計画」の障害者施策に関する下位計画として位置づけられています。

図表 1-1 品川区障害者計画・障害福祉計画の位置づけ



3. 計画の理念と基本方針

区は、障害者施策の展開にあたり、障害のある人もない人も、誰もがその能力を最大限に発揮しながら自立した責任ある個人として主体的に生きられるよう、人間としての尊厳や権利を尊重してきました。

国においても、平成23年の障害者基本法改正により、共生社会の実現について、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とうたわれました。

こうした理念のもと、区は、さらに障害者本人が主体となり、自らの人生についての自己選択・自己決定が尊重され、人間としての尊厳をもって地域生活を送ることができるよう、以下の基本理念と基本方針を掲げます。

(1) 計画の基本理念

“自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ”
～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現～

(2) 計画の基本方針

①障害者のライフステージ¹を通しての総合的・継続的な支援

一人ひとりの人生が違うように、また人生に対する価値観が違うように、障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々々のライフステージごとに求められる支援も変化していきます。障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるためには、個々の障害特性やその時々々のニーズを的確に把握するとともに、本人をとりまく家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源・支援サービスに適切につなぐことが重要になります。乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区全体の施策を展開していきます。

②障害者の主体性の尊重

障害者支援で大切なことは、障害者が自ら主体的に生活のあり方を選択・決定していくことを最大限尊重することです。どんなに障害が重くても、その人らしく生きていくことが本人にとっての自立を意味すると考え、自らの選択によって一人ひ

¹人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

とりがより豊かに生活の質を高めることができるよう、様々な社会資源を整備していきます。一方、障害者が主体的に働ける社会や文化・スポーツ活動等の余暇を楽しむ社会を推進していくことも重要です。障害特性に配慮した環境整備とともに、働き方を自己選択できるような就労メニューの工夫をすることで、障害者が安心して働きつづけられるような支援を充実させていきます。文化・芸術活動、スポーツ等についても、障害者が主体的に自らのライフスタイルを豊かにできるような支援を進めます。

③共に生きる、共に暮らす地域社会の実現

障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立に至るまで、障害者の人権を守るための制度の整備が進んでいます。これらの法整備により、日本は平成 26 年 2 月に障害者の権利条約に批准しました。これらの制度・法整備は、障害者にとって大きな意義をもつものです。障害者基本法にもうたわれている「全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、日常的に地域社会の中に交流の機会があることや、一般区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮によりスムーズになっていくこと、児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉えることが、共に生き、共に暮らしていく社会をつくっていく第一歩となります。障害者理解のための普及啓発活動の推進を図り、共に生きる社会の実現をめざします。

4. 計画期間

品川区障害者計画の期間は、平成 27 年度から平成 35 年度までの 9 年間とします。ただし、この間の社会情勢の変化および国の動向などを踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、一体的に策定する品川区障害福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

図表 1-2 品川区障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	年度（平成）														
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
品川区長期基本計画	21～30【10年】														
品川区障害者計画							27～35【9年】								
品川区障害福祉計画							27～29【3年】								
品川区地域福祉計画			23～32【10年】												
品川区子ども・子育て計画							27～31【5年】								

5. 重点施策

基礎調査結果や関係者のご意見やご要望、社会情勢の変化等を踏まえて計画策定にあたっての課題を整理し、本計画における基本理念、施策目標の実現をめざして以下の3項目を重点施策として掲げ、積極的な事業展開および推進を図ります。

(1) 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化

障害者の基礎調査結果からも、地域で独立して生活したいという希望が半数以上を占めているように、障害が重くても長く住み続けられるよう、地域支援・在宅支援を強化していく必要があります。

就労支援体制の強化により障害者の社会参加が進みつつありますが、今後は、合理的配慮の視点に立ち、障害特性を踏まえた教育体制、雇用体制等社会生活の基盤の見直しを進めることが、自立を促進していく大事な要素と考えます。その一方で、地域移行や地域定着支援の促進も含め、支援を受けながらその人らしい自立生活を地域で支えるには、多角的な視点が必要となります。

居住環境の整備や居宅介護等の障害福祉サービスによる在宅支援の強化とあわせ、地域センターや民生委員の協力といった身近な地域で日常的に支えていく環境を整えていきます。また、重度障害者が地域で暮らし続けるための保健医療部門と協働する仕組みなど、それぞれの暮らし方に合った支援が円滑に進められるよう、横断的なネットワーク体制を強化していきます。

(2) 重度化・高齢化への対応

障害のある方の重度化・高齢化に伴い、「老障介護」といわれるように、支える家族も高齢化しています。支える家族が少ない場合、主たる介護者に何かあった時には、突然在宅生活が成り立たなくなることもあります。こうした老障介護の現状で、「親亡き後」を見据えた支援を構築していくためには、高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方、常に医療的なケアが必要な方でも安心して地域で暮らせる支援体制を整備する必要があります。在宅生活の見守りや困ったときの居宅介護サービスや宿泊できる体制、日中活動の場の組み合わせ等、地域生活コーディネートを基本とした新たな仕組み「地域生活支援拠点」の構築は欠かせないものです。

また、介護保険サービスとの連携や、訪問診療・訪問看護・訪問訓練といったアウトリーチ型サービスの提供には、福祉・保健・医療等関係機関の連携が欠かせないものであり、支援体制の整備・構築をあわせて進めていきます。

相談支援を中心に据えながら、個々のライフステージごとに変化する障害の状態像、家族の介護力や社会生活の環境の変化等、節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援を進めます。

(3) 療育支援体制の充実

児童福祉法改正（平成 24 年）以降、国においても、障害児支援のあり方が改めて見直され、「子どもの将来の自立にむけた発達支援」だけでなく、「ライフステージを通した一貫した支援」、「家族を含めた総合的な支援」、「できるだけ身近な地域における支援」が必要であるとうたわれています。

区においても、成長段階において切れ目のない支援のために、保健センター等医療保健部門、保育課等子育て支援部門、教育委員会等教育部門などの連携を強化し、組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築していきます。

また、障害児の低年齢化・多様化に対応した早期からの発達相談や療育を充実させるためには、児童発達支援センターに障害特性に応じた専門職の配置が必須です。肢体不自由児も含めた療育体制をあらためて整備するとともに、障害児を育てる保護者（家族）支援を大切にし、成長段階を見守ることができる、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

6. 計画の推進に向けて

(1) 総合的な計画推進体制の強化

障害福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取り組みとして捉え、各部署における障害福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署の連携を強化します。また、庁内にとどまらず、福祉・保健・医療・教育・雇用関係機関等との連携を強化します。

(2) 地域における連携・協力体制の活用

障害のある方の地域生活への支援や就労支援、障害への理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関および障害者団体等と連携・協力し、障害のある方も参加した地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

(3) 計画の進行管理と評価

定期的に障害福祉サービス等各事業の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

(4) 自立支援協議会

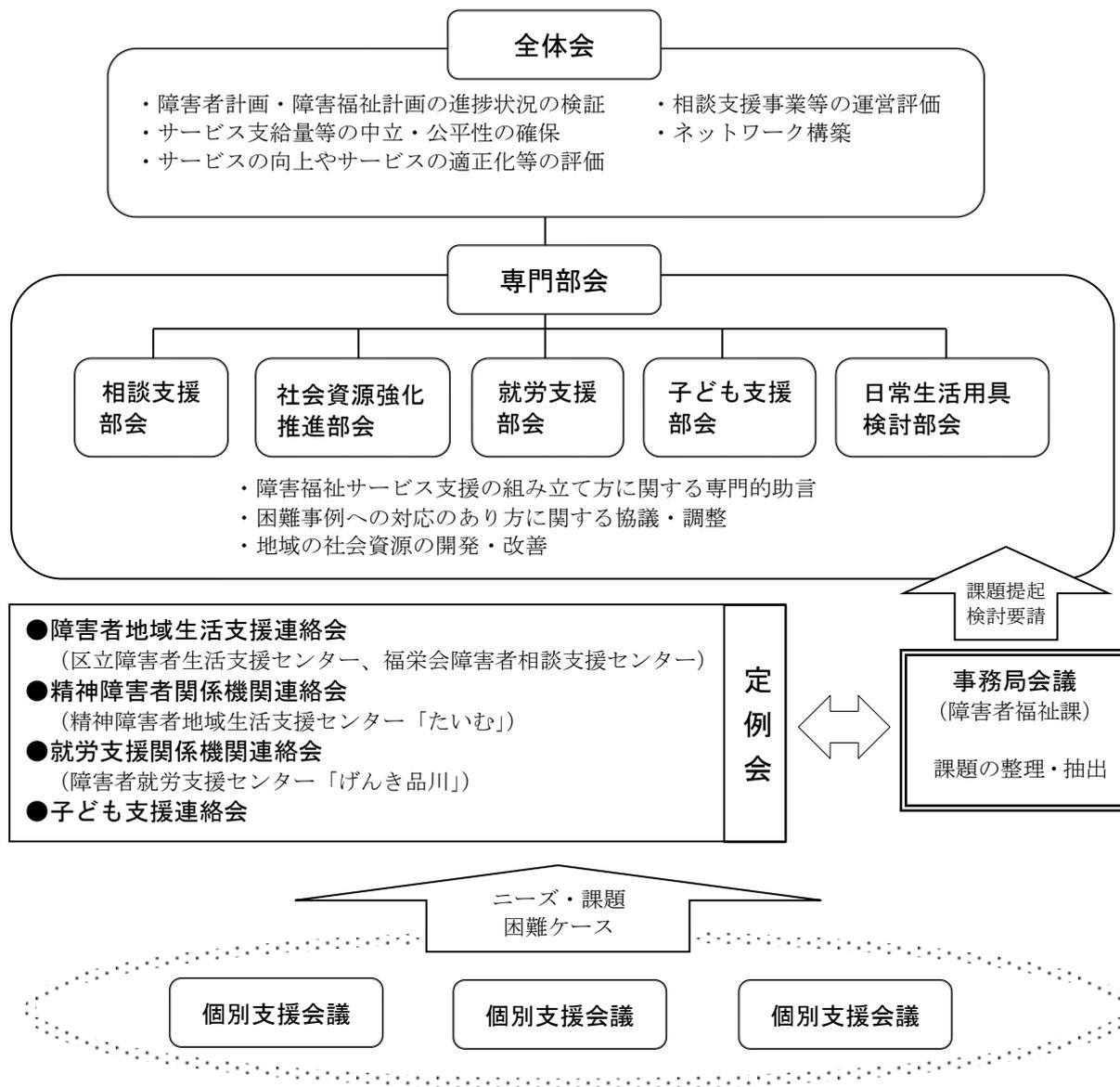
品川区地域自立支援協議会は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域社会の実現をめざし、相談支援事業所をはじめとする地域の関係機関が連携して、情報の共有および協働を図るための方策を協議するために設置されました。

障害者総合支援法においては、市町村は「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」

とされています。

計画策定後は、自立支援協議会の場を活用して計画の進捗状況の検証を行い、区として取り組むべき課題の明確化などを進めていきます。

<品川区地域自立支援協議会 体制図>

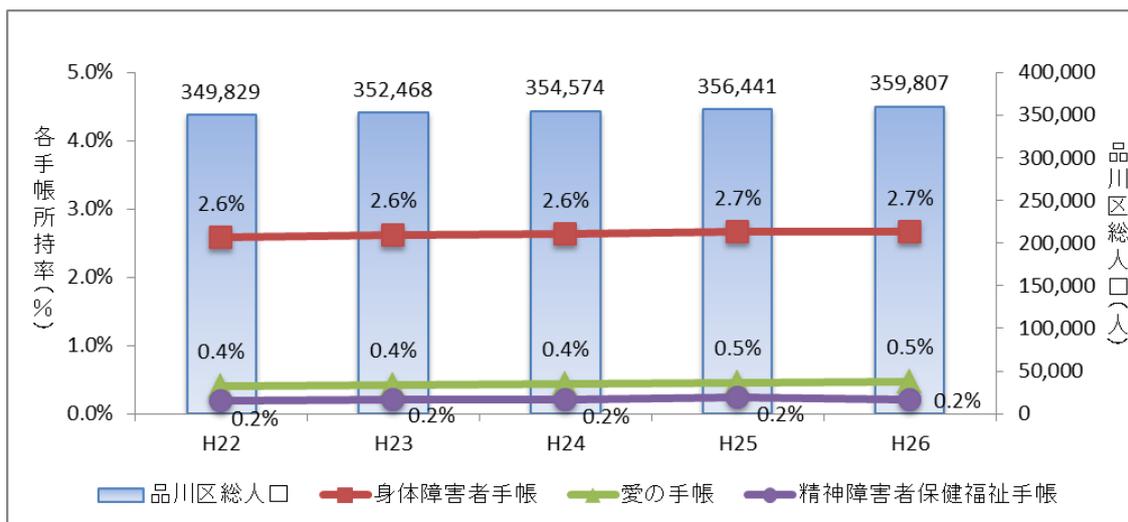


第2章 障害者の現状と施策の取り組み

1. 品川区における障害者の状況

品川区の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、平成26年4月1日現在、身体障害者手帳 2.7%、愛の手帳 0.5%、精神障害者保健福祉手帳 0.2% (推計値) となっています。過去5年の推移を見ると大きな変化はありません。(図表2-1)

図表 2-1 品川区の総人口に対する障害者手帳所持率の推移



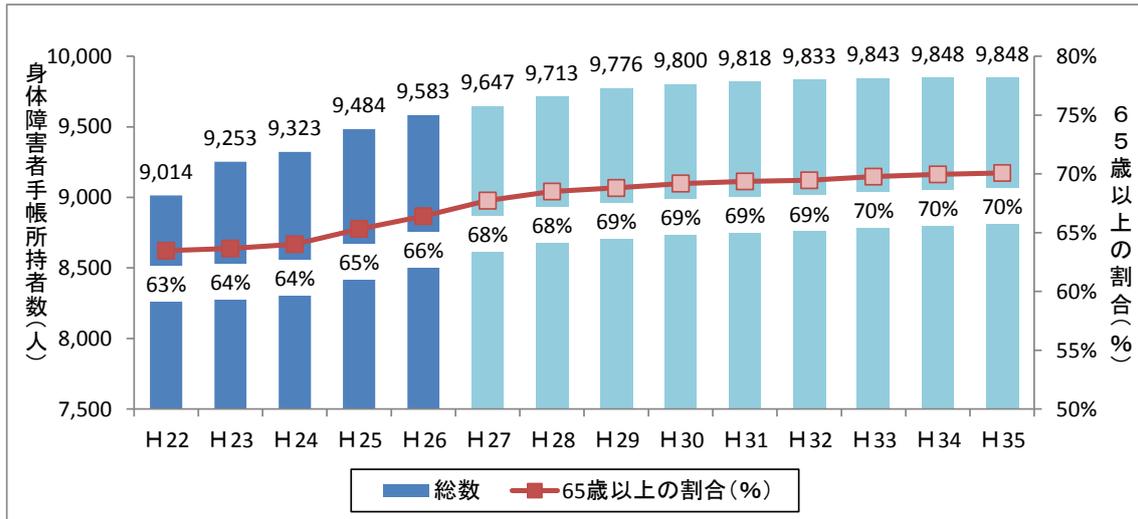
※H26 精神障害者保健福祉手帳は認定件数の推計値となります。

品川区の身体障害者手帳所持者は、平成26年4月1日現在、9,583人で、そのうち65歳以上の割合は66%となっています。(図表2-2)

平成22年度から平成26年度までの過去5年の推移を見ると、手帳所持者数は6%増加していますが、65歳以上の割合および等級別割合には大きな変化はありません。(図表2-2、3)

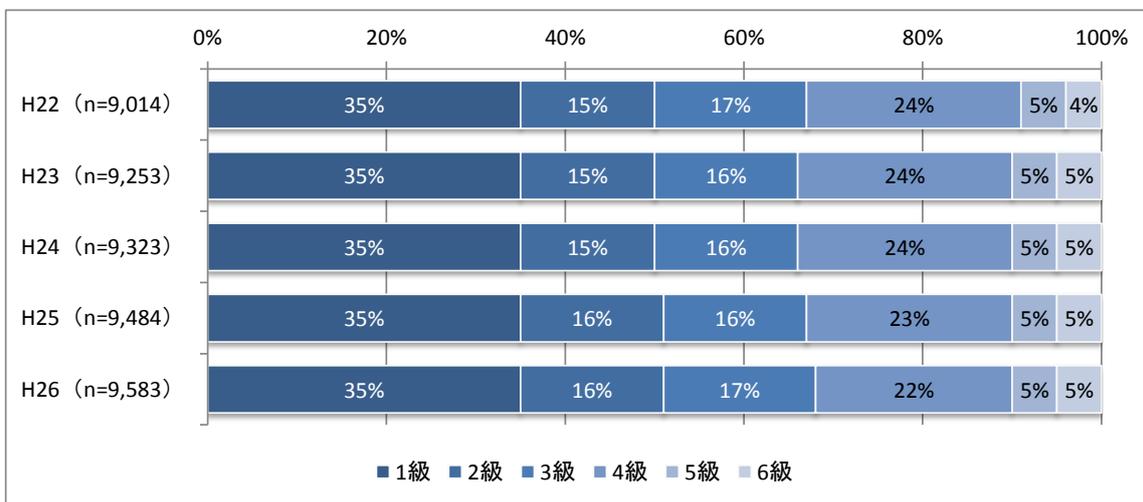
障害種別にみると、平成26年4月1日現在、最も多いのは肢体不自由4,629人、次いで内部機能障害3,053人、その後は聴覚平衡障害・視覚障害が続いています。(図表2-4)

図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移

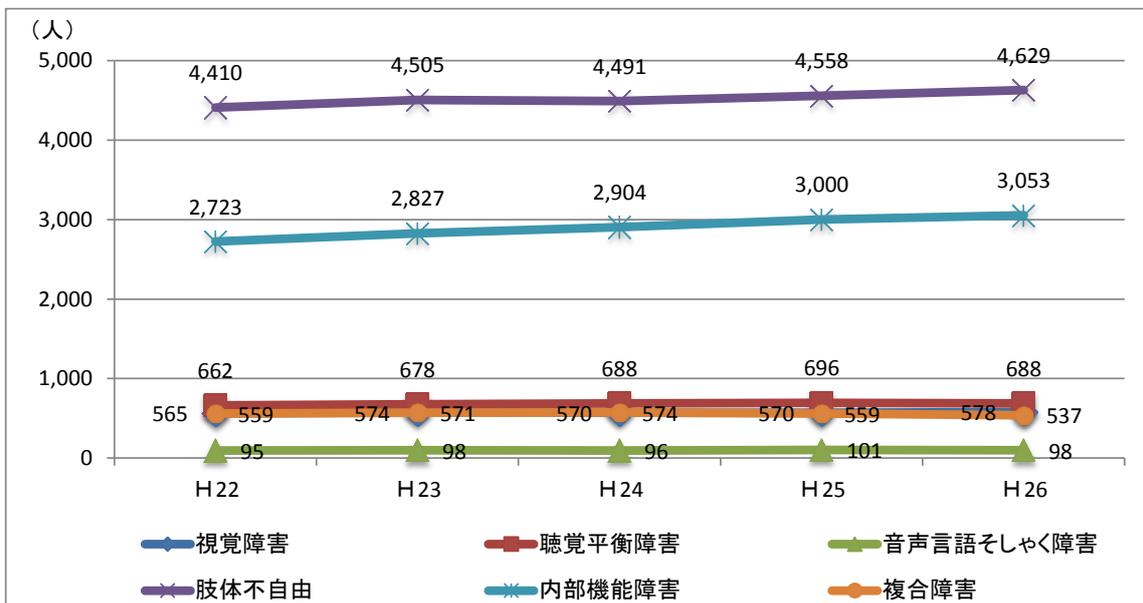


※H27以降は推計値となります。

図表 2-3 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移



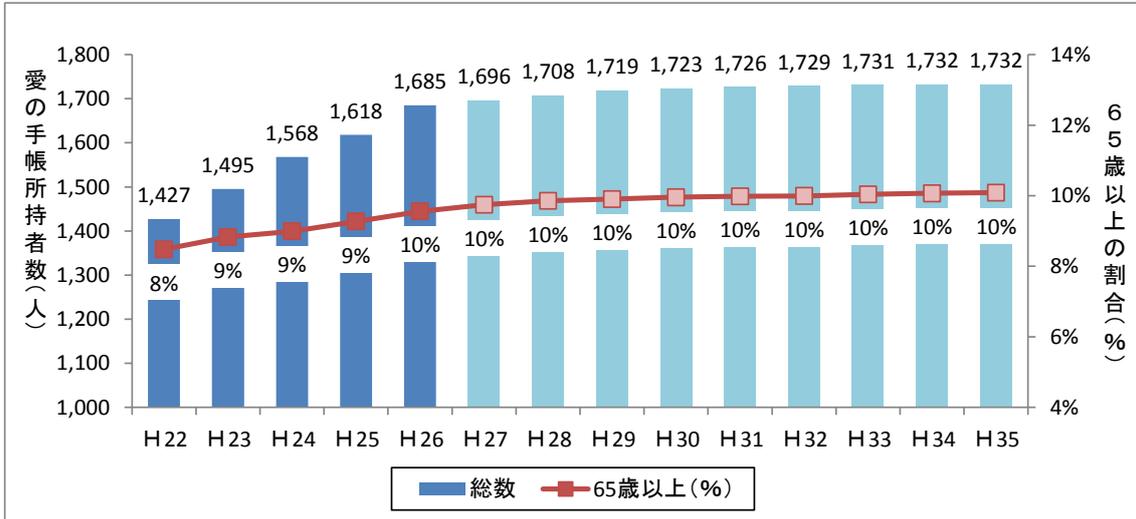
図表 2-4 身体障害者手帳保持者数の推移：障害種別



品川区の愛の手帳所持者は、平成 26 年 4 月 1 日現在、1,685 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 10%となっています。(図表 2-5)

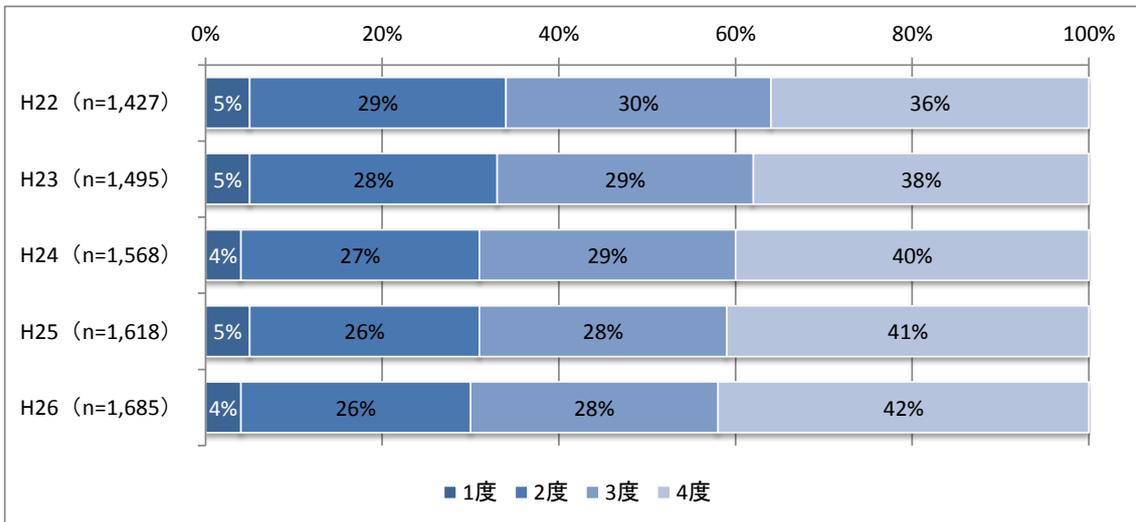
平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の推移を見ると、手帳所持者数は 18%増加しています。65 歳以上の割合に大きな変化はありませんが、等級別割合では障害の程度が軽い方の割合が若干増えています。(図表 2-5、6)

図表 2-5 愛の手帳所持者数の推移



※H27 以降は推計値となります。

図表 2-6 愛の手帳所持者の等級別割合の推移

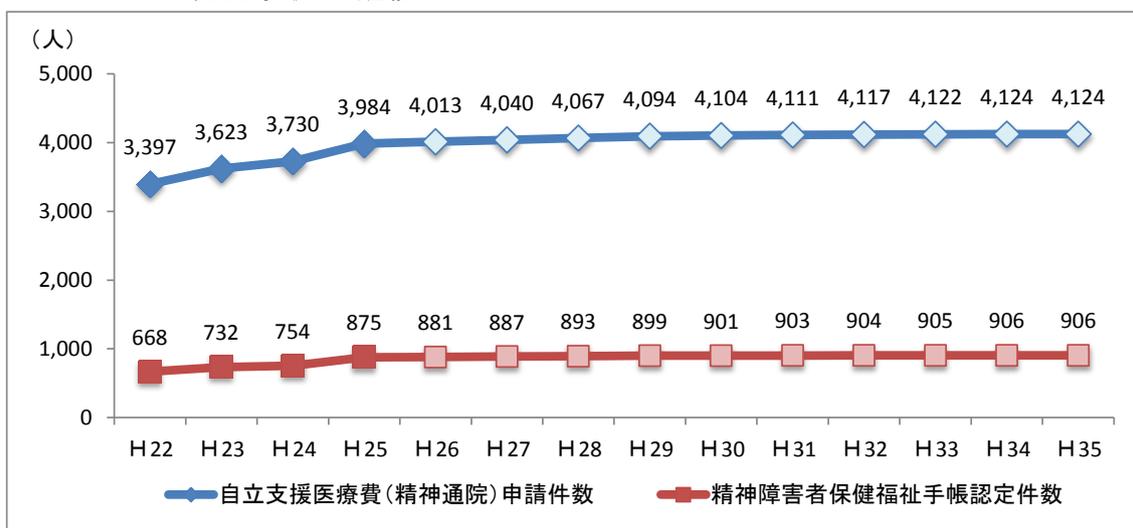


また、身体障害者手帳と愛の手帳の両方を有する、身体障害・知的障害の重複障害者は、平成 26 年 4 月 1 日現在、293 人となっています。

東京都における精神障害者数の推計から、品川区の精神障害者数はおよそ13,750人程度と推計されます。²

品川区の平成24年度、平成25年度を合計した自立支援医療費（精神通院）申請者数は7,714人、精神障害者保健福祉手帳の認定者数は1,629人となっており、手帳取得者数は増加傾向にあります。（図表2-7）

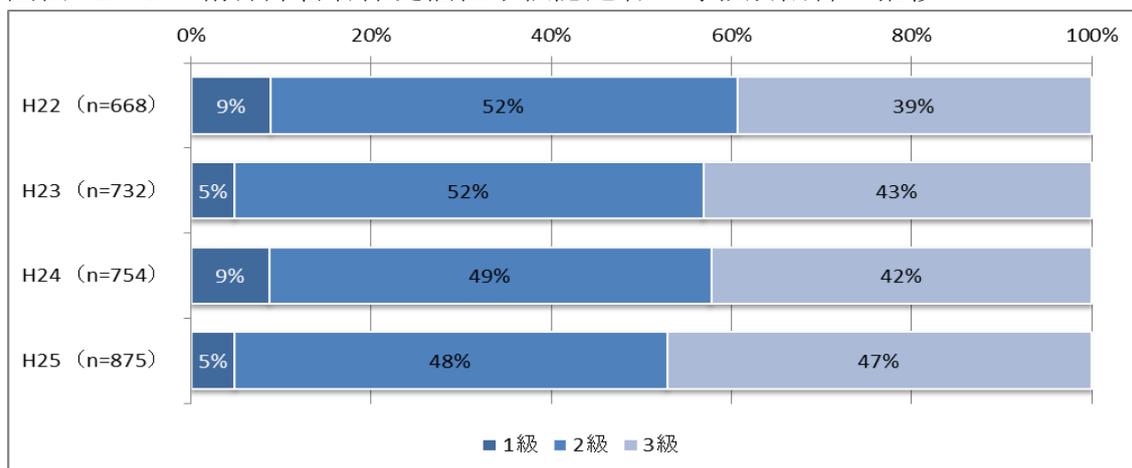
図表 2-7 自立支援医療費（精神通院）申請および精神障害者保健福祉手帳の認定状況の推移



※H26以降は推計値となります。

※自立支援医療費申請、精神障害者保健福祉手帳認定の有効期限はいずれも2年であるため、各年度における申請・認定者数の実態は、当該年度と前年度を合計した数値と推測されます。

図表 2-8 精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別割合の推移



² 東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課「東京都の精神保健福祉（平成24年度版）」の推計によれば、「精神および行動の障害」により継続的に医療を受けている人は504千人（総人口比3.82%）です。これをもとに品川区の障害者数を推計したものです。[障害者数（総人口比）3.82%] × [平成26年度品川区人口 36万人] = 13,752人

※精神障害者数（都民）の推計は、平成23年10月に厚生労働省大臣官房統計情報部が実施した患者調査（指定統計第66号）によるものです。

※推計数は、調査日現在において継続的に医療を受けている人（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を次の算式により推計したものです。

推計数 = 入院患者数 + 初診外来患者数 + 再来外来患者数 × 平均診療間隔 × 調整係数 (6/7)

2. 品川区における障害者福祉施策の展開

品川区では、1960年代初頭から、基礎的自治体としては全国に先駆けて、障害者施策への取り組みを開始しました。その後現在に至るまで、障害者が社会の一員として等しく教育を受けて働くことで、社会活動に参加できるように、インクルージョン³の実現に努めています。

(1) 障害者施策への取り組みの開始

【第一期：～1982年度】

区の本格的な障害者施策の取り組みは、全国的にもほとんど例のない障害者の通所施設「区立西大井福祉ホーム」の開設(1967(昭和42)年)から始まりました。この時代は、国全体で大規模な入所施設の建設が始まっており、障害者は親元を離れ施設の中で生涯を過ごすことが幸せだと考えられ、保護者もまちの中で普通に暮らしていくことを求めている時代でした。そうした中で、障害者がまちの中に暮らし、毎日通いながら訓練や作業をする場所として運営された「区立西大井福祉ホーム」は、その後の品川区の障害者福祉施策の方向を決めていく意味で重要なものとなりました。「区立西大井福祉ホーム」は区立の法外施設と位置づけられていました。その理由は、当時の身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づく援護施設には、通所施設の種別や、身体・知的障害者が障害の区別なく通所できる施設としての種別が存在しなかったためです。

「区立西大井福祉ホーム」での実践を重ねる中で、障害者団体、保護者等の要望を受け、「区立心身障害者福祉会館」が開設されました(1977(昭和52)年)。この施設は国の制度に基づかない独自施設であり、国が身体障害者福祉法の改正によって制度化した身体障害者福祉センターB型(1984(昭和59)年)の機能を先取りした、全国的にもほとんど例のない施設でした。具体的には、障害者団体の活動やボランティアの育成、入浴サービスとともに、身体・知的障害者通所施設の機能をもち、授産作業については、後に全国的に知的障害者授産施設の定番作業となったクリーニング作業(区立保育園のシーツ)をいち早く取り入れるなど、先駆的な取り組みを行った施設でした。

(2) 養護学校卒後の受け皿の整備と多様なニーズへの対応

【第二期：1983～2001年度】

「親亡き後の施設」の実現を起点とし、「地域とともに」を理念に掲げた社会福祉法人品川総合福祉センターが開設されました(1983(昭和58)年)。身体障害者入所・通所施設(第一さつき園、第二さつき園)および知的障害者入所・通所施設

³ インクルージョン(inclusion)とは、英語で「包含、包み込む」ことを意味しています。ここでいうインクルージョンは、福祉の領域において、「障害があっても地域の資源を利用し、地域の人々が包み込んだ共生社会を目指す」ことを意味しています。地域社会は様々な人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを実現していく社会の在り方を示しています。

(第一かもめ園、第二かもめ園)を整備し、入所施設には、それぞれショートステイを2床併設しました。品川総合福祉センターは、設置運営主体である社会福祉法人の設立支援および用地確保を区が行い、民間法人と行政のパートナーシップによる施設整備(いわゆる「品川方式」)を採用するとともに、地域型の福祉複合施設である(障害種別によらない障害者と高齢者を対象にし、特別養護老人ホーム「かえで荘」を併設)という点において特徴的でした。

その後、障害者施設と高齢者施設を併設する地域型の福祉複合施設として、「品川方式」の社会福祉法人福栄会が開設されました(1990(平成2)年)。福栄会は、高齢者施設(特別養護老人ホーム「晴楓ホーム」、軽費老人ホーム「東海ホーム」、高齢者住宅「区立東品川わかくさ荘」、知的障害者通所更生施設「第一しいのき学園」、知的障害者通所授産施設「第二しいのき学園」の複合施設を開設しました。これは、社会福祉法人品川総合福祉センターの実績を踏まえ、障害者施設のさらなる整備を行うとともに、複合メリットを活かし安定的な運営をめざしたものです。同様な考え方で、高齢者住宅「東品川わかくさ荘」に障害者用住宅を2戸確保(1992(平成4)年)したほか、借上型高齢者住宅「グレースマンション」に障害者用住宅を2戸確保(1994(平成6)年)するなど、障害者の住まいの整備を図りました。

さらに、知的障害者の自立生活支援のため、同じ時期に、知的障害者生活ホーム(グループホーム)として「北品川つばさの家」(ショートステイ2床併設)(1991(平成3)年)、「西大井つばさの家」(1994(平成6)年)を整備しました。

こうした地域型障害者施設の整備が進む中、品川区の障害者施策の出発点ともいえる「区立西大井福祉ホーム」は、知的障害者通所更生施設「西大井福祉園」として生まれ変わりました(1994(平成6)年)。

一方、障害者の福祉的就労支援の試みとして、障害者事業団「ふれあいの会」が発足しました(1984(昭和59)年)。「ふれあいの会」は、障害者とその保護者が共に働きながら、区委託の区立公園等の清掃作業、駅周辺の一体型ゴミ箱清掃、ビル清掃(町会会館、介護福祉専門学校校内)および授産事業として室内軽作業、自主製品製作作業、リサイクル自転車(放置自転車の整備・再生)など、他に見られない特徴を持ち、後の知的障害者福祉工場開設への起点となりました。ふれあいの会は、安定的な運営をめざして、社会福祉協議会「ふれあい作業所」として再出発し(1993(平成5)年)、現在も事業を行っています。

障害者の就労支援を充実させるため、様々な取り組みを実施し、充実させていきました。特に、就業の場の確保については、イトーヨーカドー大井町店内の福祉ショップ「テルベ」の開設(1997(平成9)年)、「ふれあい作業所」の取り組みから始まった福祉的就労支援を推進するための、都内で初めての知的障害者福祉工場「しながわ」の開設(1998(平成10)年)など、多彩な取り組みを模索しました。また、福祉工場での最低賃金の保障、それまで身体障害者対象であった通所授産施設「第二つき園」の利用対象者を知的障害者にも広げる(2000(平成12)年)など様々な福祉的就労の仕組みづくりを行いました。

(3) 利用者主体のサービスと地域での自立に向けて

【第三期：2002年度～】

措置制度から障害者自身の自己決定に大きく踏み出した支援費制度導入により、「施設から地域へ」という大きな流れの中で、障害者の地域生活支援の中核センターである障害者生活支援センターを開設する（2002（平成14）年）とともに、障害者就労支援センター「げんき品川」を開設し（2003（平成15）年）、ジョブコーチ⁴による職場定着支援などが始まりました。さらに、2004（平成16）年、都内で初めて地域移行を目的とした知的障害者入所更生施設「かがやき園」を開設し、知的障害者の地域移行の取り組みを開始しました。2005（平成17）年には、精神障害者の地域での活動拠点として、日常生活の相談、就労についての相談、交流の場の提供を行う精神障害者地域生活支援センター「たいむ」を開設しました。

2006（平成18）年には障害者自立支援法が施行され、新たな障害福祉サービスの仕組みが整備されることとなりました。自立支援法の理念でもある、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための施策として、障害者の地域移行のための生活支援は重要な課題となっており、区はこうした取り組みをさらに充実させていきます。

障害者自立支援法施行後、新たに児童デイサービスが自立支援法の療育サービスに位置づけられたことを受け、区は、発達障害の子ども達に特化した児童デイサービス「コンパス」を立ち上げ（2007（平成19）年）、先駆的な療育に取り組みました。

2008（平成20）年には「家庭あんしんセンター」にあった「障害者生活支援センター」を区立心身障害者福祉会館に移し、地域の相談支援の拠点と位置づけました。新体系サービス移行時には、同施設に訓練事業と就労移行支援事業をおき、障害者の自立支援への強化に取り組みました。その後、就労移行支援事業は、効果的な事業運営を図るために、「障害者就労支援センター」を運営するげんき品川へ移行しています（2012（平成24）年）。

一方、それまで東京都の役割とされていた重症心身障害児者の支援について、地域施設活用型の重症心身障害者通所事業「ピッコロ」を立ち上げ（2012（平成24）年）、既存の施設では対応できない医療的ケアの必要な障害者の日中活動拠点を整備しました。

高次脳機能障害者⁵への支援についても、「障害者生活支援センター」に専門相談員および地域の医療機関との連携のための地域医療コーディネーターを配置し（2011（平成23）年）、地域連携の仕組みづくりとともに独自の支援を行っています。

また、精神障害者の安定した地域生活の継続のために、精神障害者地域生活安定化支援事業を開始しました（2011（平成23）年）。精神科医師による地域巡回の家庭訪問や面談を行うほか、保健センターや精神障害者地域生活支援センターがチーム

⁴ ジョブコーチとは、「職場適応援助者」ともいい、障害者が実際に働く環境において、障害者・事業主・障害者の家族に対して、職場定着に向けたきめ細かな支援を行う者のことです。

⁵ 高次脳機能障害とは、外傷性脳損傷、脳血管障害等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に不具合が生じた状態をいいます。

で支援に入り、服薬管理や治療中断防止等により退院・退所後の地域定着に取り組んでいます。

地域生活支援の取り組み強化として、区立心身障害者福祉会館に地域活動支援センター「逢（あえる）」を設置（旧身体障害者福祉センターB型からの移行）し、在宅の障害者の方の日中活動の場を広げました（2012（平成24）年）。

2012（平成24）年には、障害者虐待防止法の施行を受けて、虐待の未然防止、早期発見、発生時の迅速な対応や再発防止の方策等への取り組みを進めています。同年、障害者福祉課に専用電話「しながわ見守りホットライン」を設置しました。また、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」（人権啓発課所管）を設置し、庁内外の関係機関との連携協力体制の整備・強化とともに、虐待防止や養護者への支援に関する普及・啓発活動を推進しています。

就労支援による自立支援の仕組みは、障害者雇用促進の取り組みからも大きく進展してきました。2013（平成25）年、障害者の自立を促進していくことを目的として「障害者優先調達推進法」が施行されたことを受け、「品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました（2013（平成25）年）。「優先調達カタログ」を作成し、区が契約によって調達する物品等について、区内障害者就労施設等からの調達を推進しています。また、2014（平成26）年、リニューアルオープンした区役所内の売店運営を品川区社会福祉協議会ふれあい作業所が行うこととなり、知的障害のある方が販売員として働いています。

発達障害者⁶への支援も段階的に進めてきました。今後ニーズの高まりが予想される成人期の支援については、既存の福祉サービスになじまないケースが多く、障害特性に合った支援が必要となっています。2014（平成26）年、鉄道弘済会アフターケアセンター跡施設を借り受ける形で、発達障害者支援施設「ぷらーす」を開設しました。パソコンによる作業を中心とした就労継続支援事業A型・B型事業のほか、発達障害者の就労に関する相談や就労前プログラムの実施など、障害特性への支援としての成人期支援事業を展開しています。先行して実施していた発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」もこの施設に移転し、発達障害者の思春期から成人期への一貫した支援を行う拠点となっています。

⁶ 発達障害とは、一般に乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の遅れや歪み、機能獲得の困難等が生じる心身の状態をいいます。「発達障害者支援法」（平成17年4月施行）では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされています。

第3章 施策の方向と展開

前章までで述べた計画の基本的な方向、区の障害者の現状と施策の取り組み状況を踏まえ、9つの施策の柱を掲げてそれぞれについて具体的な施策の展開を図ります。(図表3-1)

図表 3-1 施策体系

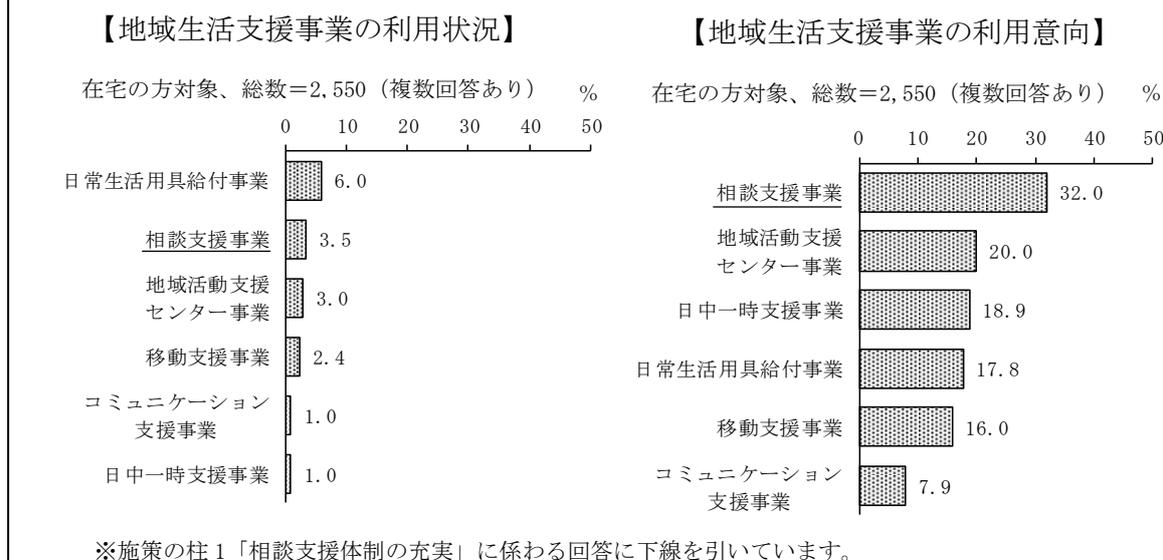
基本理念	基本方針	施策の柱	施策の方向
一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく生きられる地域社会の実現	障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援	1. 相談支援体制の充実	①障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実 ②障害の個性に合わせた専門相談の充実 ③関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実
		2. 地域生活支援体制の整備	①地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備 ②在宅サービスの充実 ③障害特性に応じた支援の強化
		3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実	①専門性の高い相談・療育支援体制の整備 ②障害があっても地域で育てる仕組みの構築 ③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実
		4. 安心・安全な生活基盤の確保	①重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築 ②地域の見守りと緊急時支援の取り組みや対応力の強化 ③災害時における支援体制の整備
		5. 人材育成	①障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成 ②障害者支援の核となる人材の育成 ③ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上
	障害者の主体性の尊重	6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実	①障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実 ②文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進 ③地域における社会参加や社会活動への支援
		7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実	①一般就労に向けての就労支援の強化 ②福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫 ③障害者の雇用拡大に向けた区の率先した取り組みの推進
	共に生きる、共に暮らす地域社会の実現	8. 権利擁護体制の構築	①障害者虐待防止対策事業の強化・推進 ②成年後見制度の利用促進 ③サービス向上に向けた取り組みの推進
		9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり	①インクルージョンに基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進 ②合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備 ③障害者理解のための普及・啓発活動の充実

1. 相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

- 障害福祉サービス利用者に対する計画相談支援の導入により、指定特定相談支援事業所がサービス利用計画をたて、継続的に相談支援を担っていくことになりました。地域の相談支援事業所には、サービス利用を目的にするだけでなく、一人ひとりに合ったケアマネジメント⁷ができるような、質・量ともに充実した相談支援機能が求められています。
- 保健センターと医療機関の連携や乳幼児健診等をきっかけとして療育に関する相談が始まるが多いため、障害児を育てる子育て支援等、保護者を支えていくための連携をさらに強化する必要があります。福祉・保健・医療・教育等の連携を強化し、個々の成長を見守り、特に学校教育への繋ぎや学校へ通いながらも地域で安心して過ごせる環境づくり、社会に出ていくための準備を丁寧に進め、途切れることのない一貫した相談支援体制をつくることが求められています。
- 精神障害や難病、進行性疾患の方などは、病状が安定せず、社会生活が困難になる場合があることから、福祉・保健・医療が連携して対応することが重要です。また、障害者が地域で安心・安定した生活を送るために、区民や地域支援者が障害の正しい知識を得て理解を深めていくための啓発活動等を、福祉・保健・医療の連携により実施していくことが求められています。

基礎調査結果



⁷ ケアマネジメントとは、障害者の地域生活を支援するために、情報提供や様々な相談に応じるとともに、一人ひとりのニーズを的確に把握し、福祉、保健、医療、教育、就労などのニーズと地域の社会資源を結び付け、調整し、総合的・効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする援助の方法あるいは考え方です。

(2) 施策の方向

① 障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実

- 障害者一人ひとりの主体性を尊重した地域生活の支援を強化するためには、利用者主体のケアマネジメントが重要になります。地域の中核となる相談支援事業者は、福祉サービス利用を目的とした計画相談だけでなく、基本相談も行い、地域における身近な相談支援の拠点として機能を充実させます。区は、基幹相談支援センター⁸として地域の相談支援事業者を統括し、困難ケースの対応や支援者のスキル向上等、総合的な視点でケアマネジメント体制を支えています。

方向	施策の内容	所管
拡充	地域の相談支援事業者は、公的サービスの利用へとつなげる視点だけでなく、地域の社会資源等の活用も視野に入れるなど多角的な視点で、一人ひとりの主体的な地域生活を支えられるようなケアマネジメントを行います。	障害者福祉課
拡充	地域自立支援協議会の定例会となっている関係機関連絡会等での情報共有や事例検討等を通して、アセスメント ⁹ の共通基盤をもち、地域のケアマネジメント力の向上を図ります。	障害者福祉課
拡充	基幹相談支援センター機能強化事業の研修を福祉カレッジ化し、相談支援専門員等地域の支援者の個々の質向上を図ります。	障害者福祉課

② 障害の個別性に合わせた専門相談の充実

- 発達障害や高次脳機能障害、さらに難病と、障害の対象範囲が拡大、多様化していることから、求められる支援の個別性が高くなっています。障害種別によらない総合的な相談が可能な体制をめざしつつ、障害特性に応じた専門相談の活用などを充実させ、より適切なケアマネジメント体制を強化していきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	地域の医療機関や高次脳機能障害の家族会等との連携のもと、心身障害者福祉会館が地域の相談拠点となるように、高次脳機能障害の専門相談事業を充実させます。	障害者福祉課 保健センター
拡充	関係機関との連携を強化し、発達障害の特性に合わせた児童期から成人期まで切れ目のない支援の充実を図ります。	障害者福祉課
拡充	神経難病患者等の在宅療養生活に困難を伴う患者やその家族に対する個別支援活動、在宅難病訪問診療事業、難病リハビリ教室の開催とともに、病気の理解と支援力を高めるための啓発活動などを強化します。	保健センター
継続	専門医師による一般精神保健・うつ病安心相談、高齢期のこころの相談・児童思春期の心の相談等、精神保健に係わる専門相談の充実を図ります。	保健センター

⁸ 基幹相談支援センターとは、障害者総合支援法に基づく、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携支援を行います。

⁹ アセスメント (assessment) とは、英語で「評価、査定」という意味の言葉です。ここでいう「アセスメント」とは、利用者の身体的・精神的状況だけでなく、日常生活や文化・余暇活動などの社会生活の状況等を総合的に把握し、利用者が何を望んでいるか（ニーズ）を踏まえて、その現状を評価することです。

③関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実

- 障害の多様化、低年齢化等、早期の療育が求められる中、障害児を育てる家族支援が何より大切になります。保健センターや保育課、教育総合支援センター、医療機関等との連携を強化し、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるように、成長発達段階に応じた支援体制を整備します。
- 精神疾患や難病等、状態像の変化に対応できるように、医療保健分野との連携を強化し、安定した日常生活を送れるよう支援します。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害があってもなくても地域で共に育つという理念のもと、療育支援ネットワーク機能を充実させます。	障害者福祉課
継続	保健センターでは、すくすく赤ちゃん訪問にはじまり、乳幼児健診後のスクリーニング ¹⁰ 、心理相談や経過観察グループ等を通して乳幼児の心理発達面の経過観察を行い、助言指導、療育機関への紹介を行います。	保健センター
拡充	妊婦の保健指導や母子保健に関する相談では、障害のある母親等、要支援妊婦への育児相談等に応じ、関係機関との調整を図ります。	保健センター
拡充	児童家庭相談の中には、支援を必要とする児童も多数含まれており、療育の必要な場合の円滑なつなぎや学校教育現場との調整等、ネットワークを強化します。	子ども育成課 教育総合支援センター 障害者福祉課
拡充	保育課や教育委員会での巡回相談や子ども発達相談室の巡回相談、また児童福祉法のサービスとなる保育所等訪問支援事業について、有機的な連携に努めます。	保育課 教育総合支援センター 障害者福祉課
継続	障害者相談員やピアカウンセリング ¹¹ 等の機能を充実させ、障害当事者による相談の充実を図ります。	障害者福祉課
拡充	自立支援協議会、関係機関連絡会、個別支援会議等を通じ、各関係機関と連携した支援の充実を図ります。	障害者福祉課
拡充	精神障害者の退院促進後の地域生活の安定化のため、地域生活安定化支援事業等の充実を図ります。	障害者福祉課 保健センター
拡充	日常の心身状態の変化や服薬状況の把握に努めながら、医療に関する相談が医療関係機関に的確に届くように、医療との連携を強化します。	保健センター 障害者福祉課
拡充	介護保険等他制度の活用を図る必要のある障害のある方に対して、円滑な支援が継続されるように、ケアマネージャー等との連携を強化します。	障害者福祉課

¹⁰ スクリーニング（screening）とは、英語で「条件に合うものを選び出す」という意味です。区では、乳幼児健診後のスクリーニングとして、新生児訪問、乳児精密健康診査、1歳6か月児および3歳児精密健康診査を始め、乳幼児経過観察、発達健康診査、心理相談等を実施し、障害または発育の遅れの早期発見、早期対応による育児期初期からの子育て支援を行っています。

¹¹ ピアカウンセリングのピア（peer）とは、英語で「同じ立場の仲間」という意味です。ここでいうピアカウンセリングとは、同じような障害を持ち、同じような環境や悩みを経験した者同士が、対等な立場で、障害に起因する問題の解決を助けたり、仲間作りをするために、相談を受け、同じ体験を持つ者として共感を持って助言等を行うことです。

2. 地域生活支援体制の整備

(1) 現状と課題

- 今日、入所・入院施設から地域生活へと生活の場を地域へ移行していくことが国においても政策課題となっています。地域で障害のある方を受け入れ、地域生活に向けて障害のある方の生活を支える体制づくりが求められています。
- 障害のある方の多くが、地域での生活を希望しています。障害のあるすべての方が、地域社会の中でいきいきと自分らしく自立した生活を送るためには、地域生活支援の一層の充実が必要です。障害のある方の地域生活をバックアップする機能の強化とともに、介護する家族等への支援の充実に向けて、新しい地域生活モデルの構築に取り組む必要があります。
- 障害のある方を介護する保護者の高齢化を要因として、地域生活が困難となり入所となるケースが増加しています。障害のある方や介護する家族の高齢化が大きな課題となっており、その対策は喫緊の課題となっています。
- ホームヘルプ（居宅介護）など居宅系サービスや、ショートステイのニーズが高まっています。これらのサービスは、障害のある方の生活支援や、介護する家族等の負担軽減を図るためのサービスであり、安心して地域生活を送るために重要なものです。また、入所・入院者の地域生活移行を図る観点や、年齢的・精神的な不安を抱えている家族等の介護力を支える観点からも重要なサービスとなっています。今後は、居宅系サービスの提供体制を強化するとともに、ショートステイの充実に取り組む必要があります。
- 障害の種別にかかわらず、高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。同様のサービスについては、65歳という年齢によって介護保険給付が優先されることとなります。しかしながら、障害のある方が必要としているサービスは年齢による境界はなく、障害福祉サービスと高齢福祉サービスが適切に、総合的に提供されることが必要です。

基礎調査結果

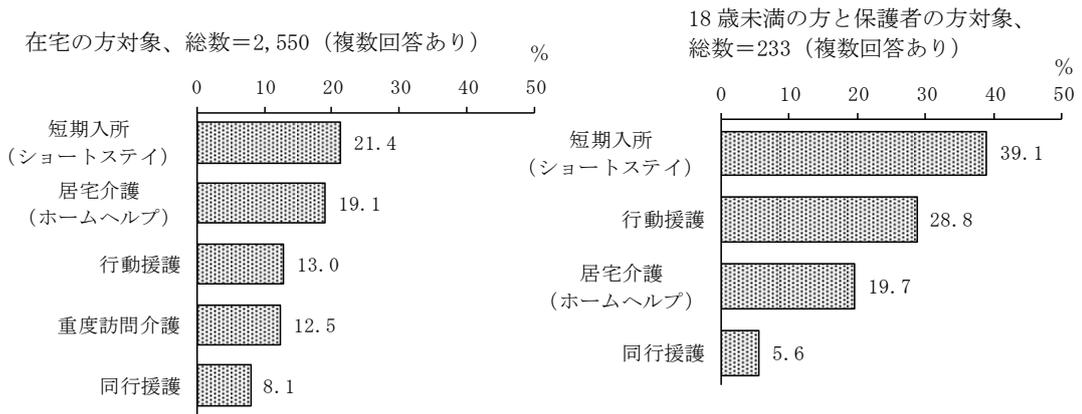
【今後の生活希望】

在宅の方対象、総数=2,550 単位:%

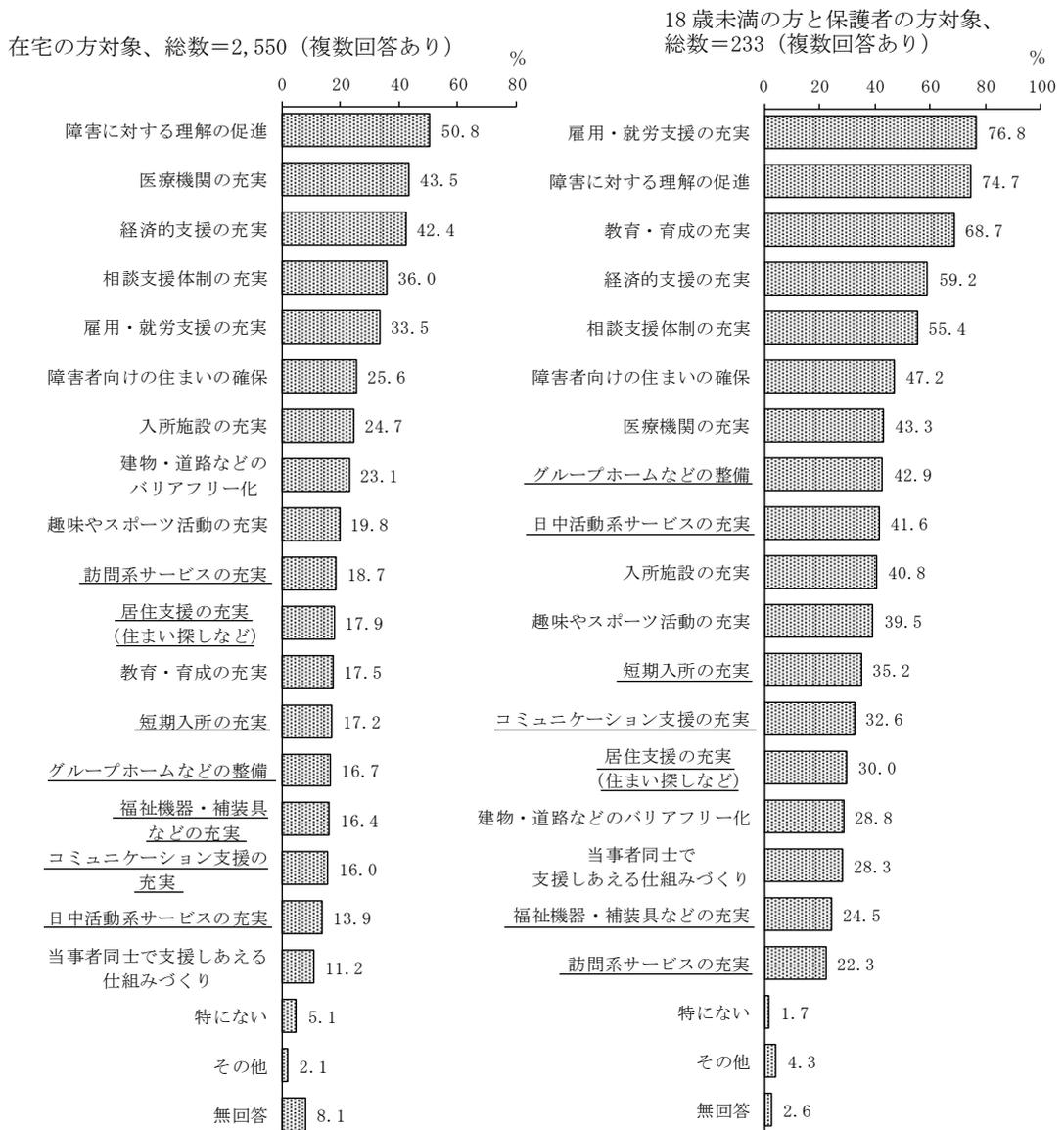
	地域で独立して生活	親や親族のもとで生活	グループホームなどに入居	障害者入所施設に入所	高齢者の入所施設に入所	わからない	その他	無回答
全体(2,550)	24.7	25.3	3.5	5.3	6.2	18.6	4.0	12.4
身体障害(1,282)	23.2	24.4	1.7	6.0	8.7	17.2	4.1	14.7
知的障害(522)	6.1	36.4	11.5	12.5	2.3	14.8	2.3	14.2
精神障害(805)	36.6	23.4	1.7	3.4	2.7	20.6	4.6	7.0

※重複障害の方がおられるため、三障害の合計数は全体の総数と一致しません。

【訪問系サービスの利用意向】



【障害者の地域生活のために重要だと思う施策】



※施策の柱2「地域生活支援体制の整備」に係わる回答に下線を引いています。

(2) 施策の方向

① 地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備

- 障害のある方が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保される必要があります。日常生活支援サービスの充実とともに、それらサービスを提供する地域生活支援の拠点施設を整備します。また、日中活動の場を提供する地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活の充実を図ります。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害のある方の地域での日中活動が充実するように、生活介護や就労支援のための基盤整備に努めます。	障害者福祉課
拡充	個々のニーズに応じた創作・生産活動、交流活動等日中活動の場を提供する地域活動支援センター等の充実を図ります。	障害者福祉課
新規	品川児童学園の改築において、児童発達支援センターとしての機能強化・拡充とともに、高齢化・重度化に対応した障害者のための多機能型施設として、整備を進めます。	障害者福祉課

- 地域生活への移行とともに、障害のある方が安心した地域生活を送るためには住まいの場の確保が重要であることを踏まえ、住環境の整備を進めていきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	重度の知的障害者対象のグループホームや、地域で長く暮らし続けるための滞在型の精神障害者対象のグループホームなどの整備について、支援ニーズを踏まえ、適切な施設を誘致するための助成制度を創設することで民間活力を活用し、促進します。	障害者福祉課
拡充	安心した地域移行に向け、体験型グループホームを検討します。	障害者福祉課
継続	居宅での安心・安全確保のために、住環境の改善を支援します。	障害者福祉課

② 在宅サービスの充実

- 在宅サービスは、障害の程度にかかわらず、地域で生活することを希望する障害のある方の在宅生活を支える重要な柱です。このため、自立支援給付の居宅介護サービスや、障害のある方を介護する家族等支援のためのショートステイ、その他の生活支援サービスの充実を図ります。

方向	施策の内容	所管
拡充	衛生的で健康的な生活の保持のための巡回入浴車の派遣や、日常生活用具の給付など、一人ひとりの障害特性やニーズに応じた地域生活支援事業を実施します。	障害者福祉課
拡充	地域で生活する障害のある方とその家族が安定した生活を維持できるよう、ショートステイを増床します。	障害者福祉課
継続	障害のある方が安心した地域生活を送るために、NPO法人等と協働し、知的・精神障害者対象の24時間見守り支援や、精神障害者対象の地域生活安定化支援事業の充実を図ります。	障害者福祉課
継続	障害福祉事業を行うNPO法人等に対し、育成支援、協働事業を検討し、地域全体での在宅支援力の向上を図ります。	障害者福祉課
継続	介護保険サービスと障害福祉サービスが、一人ひとりの生活実態や支援ニーズに基づいて提供されるよう連携を図ります。	障害者福祉課 高齢者福祉課

- 地域生活を送る上で適切な保健・医療サービスが受けられるよう、医療機関等と連携をとり、障害のある方の在宅生活を支えていきます。

方向	施策の内容	所管
継続	保健・医療機関相互の連携を強化し、精神障害者の入退院時の関わりや在宅支援を支えるために必要な支援を行います。	保健センター 障害者福祉課
拡充	障害のある方の在宅生活を支えるために、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの充実を図ります。	保健センター
継続	障害のある方の歯科健康診査等を実施し、地域生活での健康維持・向上の推進を図ります。	健康課

③ 障害特性に応じた支援の強化

- 障害のあるすべての方が、そのライフステージにおいて地域での自立した生活を営むことができるよう、障害特性に応じた支援の強化を図ります。

方向	施策の内容	所管
継続	障害のある方の意思疎通支援のための手話通訳者や要約筆記者の派遣など、意思疎通支援事業を促進します。	障害者福祉課
継続	手話奉仕員養成研修を実施し、通訳者の確保と質の向上を図ります。	障害者福祉課
拡充	発達障害者支援施設「ぷらーす」では、発達障害の特性を活かした就労系の日中活動の場の提供や、思春期サポート事業の実施により、思春期から成人期へと一貫した支援の充実を図ります。	障害者福祉課
継続	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」では、重症心身障害者が充実した地域生活を送ることができるように、身体機能の維持・向上、二次障害 ¹² の予防のためのプログラムの実施、スヌーズレン ¹³ の活用など日中活動メニューの充実を図ります。	障害者福祉課
拡充	心身障害者福祉会館では、高次脳機能障害者を対象とした専門相談員による相談機能の充実を図るとともに、生活訓練を通して、日常生活への対応力向上に向けての支援を強化します。	障害者福祉課
継続	視覚・聴覚障害のある方に、代読・代筆やデイジー ¹⁴ 等の機器を活用した情報支援に努めます。	障害者福祉課

¹² 二次障害とは、成人の障害者、特に脳性麻痺の人に見られる既存の障害（一次障害）の悪化や、新たに出現した障害のことをいいます。例えば、手足のしびれ、首の痛み、よく転ぶ、腰痛、関節痛などの身体症状の他、イライラ、もの忘れなど精神症状もあり、その内容は様々です。

¹³ スヌーズレン（snoezelen）とは、オランダ語で「匂いをかぐ」、「うとうとする」という用語を組み合わせた造語で、外界を探索することや心地よくまどろむ状態を示すものです。ここでいうスヌーズレンとは、感覚刺激空間を用いて、重度の知的障害者等に最適な余暇やリラクゼーション活動を提供する実践またはそのプロセスを通して構築されてきた理念のことをいいます。この実践は、1970年代、オランダで始まり、現在ではヨーロッパを中心に全世界へ広がっており、日本においても重症心身障害児・者施設や知的障害児・者施設を中心に普及しています。

¹⁴ デイジーとは、Digital Accessible information Systemの略（DAISY）で、視覚障害者向けに音声情報を収録したデジタル録音図書などに活用する技術のことをいいます。

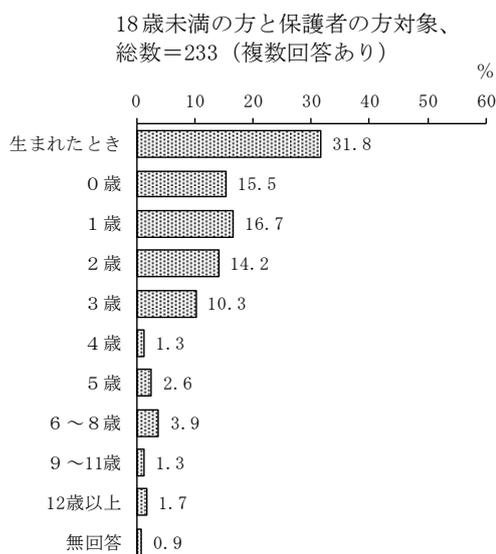
3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実

(1) 現状と課題

- 医療の進歩により、NICU(新生児集中治療室)を退院してくる重度の障害児の増加や発達障害の早期発見から、乳幼児期の療育に関する相談は年々増加しています。臨機に対応できる相談支援体制の整備が課題となっています。
- 医療的ケアの必要な重度の肢体不自由児等の支援は都立北療育センター城南分園が担っていますが、比較的軽度な肢体不自由児等の支援については十分な対応ができていないのが現状です。適正な専門職を配置し、肢体不自由児等の低年齢時期からの相談や療育の支援体制を構築する必要があります。
- 育児休業後の仕事復帰等、就労を希望する障害児の保護者が増加しており、就労しながら子育てできる環境や療育を受けられる場が求められています。また、就学や進路、卒業後の社会での自立等、成長段階に合わせた見通しを持った継続的な相談支援体制が求められています。これらに応える療育支援や相談支援の充実のためには、保育課や教育総合支援センター等関係部門との連携が不可欠であり、支援体制を具体的に組み立てていく必要があります。
- 重度化する障害児の子育ては、成長するにつれて介助の負担が大きくなっていくため子育てにかかるストレスは膨らんでいきます。そのためレスパイト事業¹⁵等は欠かせない支援の一つとなっています。

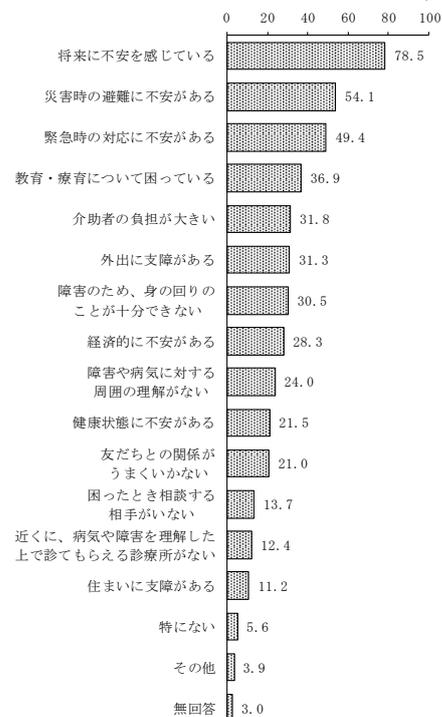
基礎調査結果

【障害に気づいたとき】



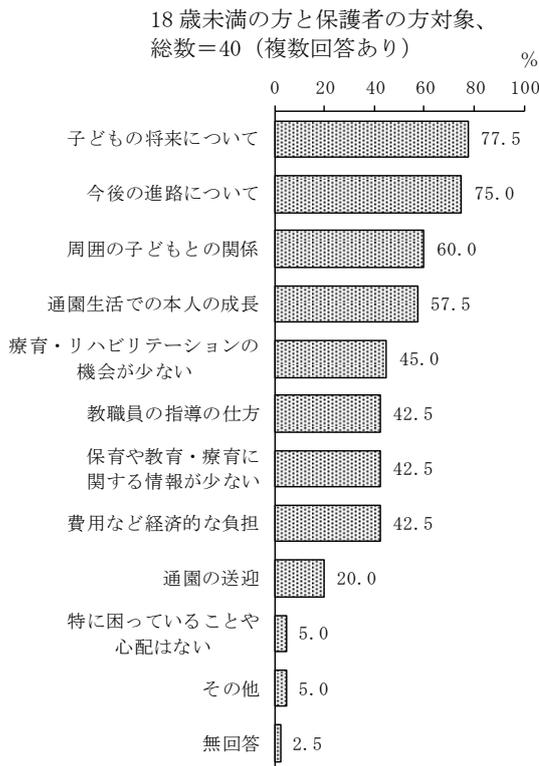
【日常生活で困っていること】

18歳未満の方と保護者の方対象、
総数=233(複数回答あり)

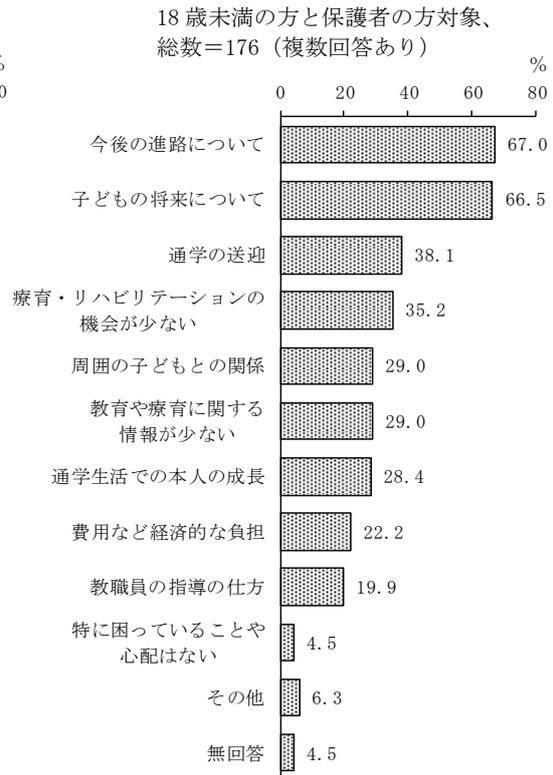


¹⁵ レスパイト事業とは、障害のある方を一時的に預ることにより、家族などの介護者が休息する時間を得て、ストレスや心身の疲れを回復させる等、介護の負担軽減を図る事業です

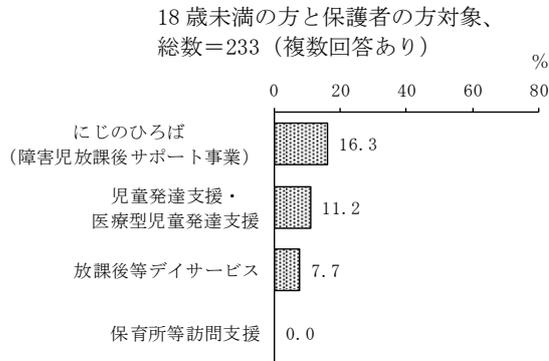
【通園生活等で困っていること】



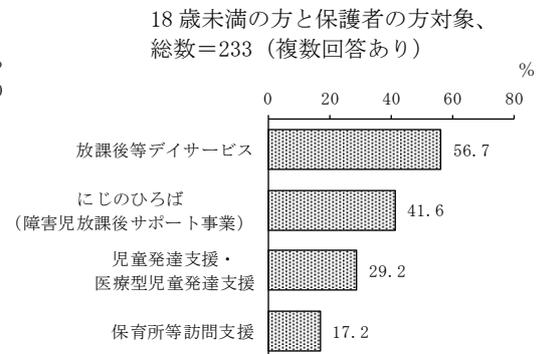
【通学生活等で困っていること】



【児童福祉サービスの利用状況】



【児童福祉サービスの利用意向】



(2) 施策の方向

① 専門性の高い相談・療育支援体制の整備

- 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由児等の療育を担っていくために、理学療法士や作業療法士等専門職の配置を強化し、個々の障害特性に応じた療育支援体制を充実させていきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	品川児童学園では、児童発達支援センターの強化に向けて、理学療法士や作業療法士等専門職の配置を強化し、肢体不自由児を含めた多様な障害児の相談と療育に対応できる体制を整備し、障害児の成長を支える基盤づくりを進めます。	障害者福祉課
拡充	発達障害児への集団適応のための工夫として、幼稚園や保育園、小学校への巡回相談を充実するとともに、保育所等訪問支援も活用しながら連携を強化します。	保育課 教育総合支援センター 障害者福祉課

② 障害があっても地域で育てる仕組みの構築

- 障害の有無に関係なく、地域で育つ環境整備は欠かせません。保健センター等では乳幼児期からの母子相談、児童センターでは発達に遅れのある子や発達障害と思われる子のための相談を受けており、第一義的な相談の窓口になっています。保健センター、保育課、子ども育成課、教育総合支援センター、他関係部門・機関とのネットワークを構築し、子どもの成長をつなぐ「サポートブック」等の活用も検討しながら、成長段階に合わせた継続した支援をめざします。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害児の成長段階において切れ目のない支援ができるよう、共通の情報源となる「サポートブック」を活用し、地域の関係機関と連携した療育支援ネットワークを構築します。	障害者福祉課
継続	保健センターでは、すくすく赤ちゃん訪問にはじまり、乳幼児健診後のスクリーニング、心理相談や経過観察グループ等を通して乳幼児の心理発達面の経過観察を行い、助言指導、療育機関への紹介を行います。	保健センター
拡充	障害のある保護者への母子保健相談や、要支援妊婦への妊婦保健指導を充実させます。また、品川児童学園との連携を強化します。	保健センター 障害者福祉課
拡充	計画的な特別支援学級 ¹⁶ 、通級指導学級 ¹⁷ の増級を行います。また、ICT ¹⁸ 機器の活用による工夫等、教育環境にも配慮します。	教育総合支援センター
継続	全児童対策として実施しているすまいるスクールでは、必要に応じて職員を加配し、障害児を受け入れます。	子ども育成課 障害者福祉課

¹⁶ 特別支援学級とは、学校教育法第 81 条に基づき、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うものです。知的障害・情緒障害・言語障害・難聴学級等があります。

¹⁷ 通級指導学級（教室）とは、学校教育法施行規則第 140 条に基づき、障害に応じた特別の指導を行う必要がある児童生徒を教育する場合に特別の教育課程として行われるものです。通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒を対象としています。

¹⁸ ICTとは、Information and Communication Technology の略であり、情報・通信に関する技術の総称のことをいいます。ICT機器を活用することで、表現活動などの主体的な行動や、多くの人と接点を持つことで社会参加に向けてのスキルを伸ばすことが可能となります。

③ 障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実

- 障害児の状態像は多様で変化があることから、個々のニーズを踏まえ、子育てについて十分に配慮しながら、日中一時支援や移動支援、ショートステイ等の障害児をとりまく支援を充実させていきます。重度の障害児等、医療的ケアにも対応できるような預かり機能を検討します。また、保護者の就業率の高まりに合わせ、保育園等での障害児の受け入れについて柔軟に対応するとともに、就学後も働きながら子育てができる支援体制を充実させていきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	保育園や幼稚園では、早くから特別支援審査会や就園措置委員会等の仕組みをつくり、障害児の受け入れを進めてきました。さらに、障害の多様化、重度化に対応できる体制づくりについて検討します。	保育課 障害者福祉課
拡充	移動支援事業について、個々のニーズを踏まえた支援を提供できるよう検討し、整備を進めます。	障害者福祉課
拡充	保護者の就労を支える預かりやレスパイト等のための障害児日中一時支援の拠点を整備します。	障害者福祉課
継続	重症心身障害者通所事業「ピッコロ」では、重症心身障害児の養護者向けのレスパイト事業を実施しています。今後は、医療型の児童発達支援事業等、訪問診療、訪問看護、訪問訓練等、保健医療分野との連携を視野に、具体策を検討していきます。	障害者福祉課

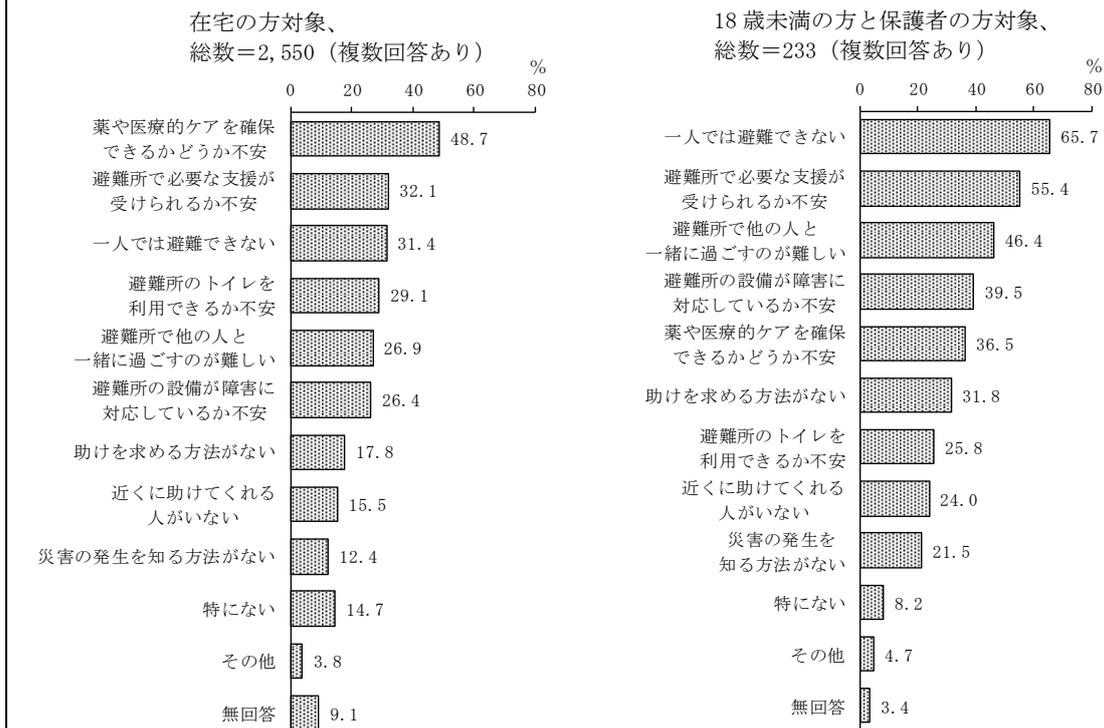
4. 安心・安全な生活基盤の確保

(1) 現状と課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、障害のある方の高齢化や重度化、家族の高齢化による介護力の低下に対応したサービスの充実が求められています。
- 主たる介護者である保護者の高齢化により、介護者の急な入院等緊急時における一時的な受け入れサービスの必要性が高まっています。緊急時の支援体制の構築に取り組む必要があります。
- 障害のある方の安心・安全を確保するためには、地域における支援のネットワークが必要であるとともに、誰もが自然に声かけ・見守り・参加できる「気づき」の場づくりが重要といえます。
- 災害が発生したときに、障害のある方やその家族のみで避難や避難生活に対処していくことは難しい状況となることが想定されます。障害のある方やその家族が孤立することなく、地域で助け合える体制を整備することが必要です。そのため、障害のある方やその家族も、地域において顔の見える関係づくりを進めるなど地域の防災対策に積極的にかかわることが重要です。また、平常時より、障害のある方とその家族に対し、区の防災対策を周知し、正確に理解していただく必要があります。障害のある方に対する情報提供については、障害特性に応じた方法が必要となっており、提供方法が課題となっています。

基礎調査結果

【災害が発生した時に困ること】



(2) 施策の方向

① 重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築

- 地域での安心した生活を維持するため、ショートステイ事業の充実等による支援体制の構築を図ります。

方向	施策の内容	所管
拡充	老障介護の在宅支援として、ホームヘルプやショートステイの増床など在宅サービスの充実を図ります。	障害者福祉課
新規	居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点の構築を進めます。	障害者福祉課
継続	特別養護老人ホームの空床を活用した特養活用型ショートステイ事業等介護保険や他制度を含めた柔軟な支援を検討します。	障害者福祉課

② 地域の見守りと緊急時支援の取り組みや対応力の強化

- 主たる介護者である保護者の高齢化による介護力の低下や、介護を行う家族の疾病・事故・出産等の理由により一時的に介護ができなくなった場合に備えた支援体制の充実を図ります。
- 緊急時の安全確保の環境整備や、地域で助け合える体制づくりに取り組みます。

方向	施策の内容	所管
継続	ショートステイを活用した一時保護や、緊急通報システムの設置などにより、緊急時に備えた支援体制を整備します。	障害者福祉課
継続	外出時、何らかの支援が必要な時に周囲の方に提示するヘルプカードを配布し、その活用により、地域の障害理解を図ります。	障害者福祉課
拡充	地域の町会・自治会が主体の地域見守り活動を支援するなど、地域における共助の体制づくりを図ります。	福祉計画課

③ 災害時における支援体制の整備

- 平常時から防災区民組織など地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係づくりを進め、災害時の安否確認や避難誘導を円滑かつ安全に実施できるよう、災害時要援護者名簿の作成およびその活用を含めた支援体制の構築を進めていきます。日中施設利用時の支援についても法人と連携し、対応に努めます。
- 障害のある方の災害対策への意識を高め、自らが地域にかかわりを持つための支援や、地域との協働による防災訓練や避難誘導ワークショップ研修などの実施などにより、共助の仕組みづくりを進めていきます。

方向	施策の内容	所管
継続	災害時要援護者名簿を作成し、防災区民組織・警察署・消防署に配布することで、平常時からの支援体制づくりに努めます。	防災課 障害者福祉課 保健センター
継続	品川区地域防災計画に基づき、要援護者について関係各課との支援体制づくりを進めていきます。	防災課 障害者福祉課
継続	防災に関する研修や避難誘導ワークショップの実施により、地域の防災リーダーを育成します。	防災課
継続	福祉避難所の整備、避難所運営訓練の実施、障害者支援に必要な備蓄物資の確保など、被災後の支援体制の整備に努めます。	防災課 障害者福祉課

5. 人材育成

(1) 現状と課題

- これまでの相談支援では、障害福祉サービスの利用が目的となっており、サービス導入後の継続した支援という視点が不足していました。計画相談支援の導入により、サービス利用後の継続した支援を行う上で、本人のニーズの把握や障害の状態像の変化に合わせたモニタリング¹⁹がより重要となっています。そのため、地域の社会資源の活用を一層進めていく必要があります。
- 適切なアセスメントによる支援を組み立てるには、障害特性を的確に捉える必要があります。発達障害や高次脳機能障害、さらには進行性の難病等、専門的知識が求められる相談が増えており、一人ひとりの特性に応じた支援を行える人材の確保と育成が必要となっています。

(2) 施策の方向

① 障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成

- 区は基幹相談支援センターとして、地域の支援力向上のため、相談支援センターや福祉サービスの提供事業所等における人材育成の仕組みを強化します。

方向	施策の内容	所管
拡充	品川介護福祉専門学校において、福祉人材の支援力向上のための専門研修を行い、地域支援力の向上を図ります。	障害者福祉課 社会福祉協議会

② 障害者支援の核となる人材の育成

- 障害のある方が地域の一員としてあたりまえに暮らすため、行政をはじめとした公的機関や地域の社会資源が相互に協力し合いながらインクルージョンの視点に立ち、合理的配慮に基づいた対応ができるような人材育成をめざします。

方向	施策の内容	所管
継続	行政職員の福祉現場への派遣研修など、障害に理解のある人材育成に努めます。	障害者福祉課 社会福祉協議会
継続	民生委員による障害福祉に関する研修の機会等を充実させ、地域の理解者を育てます。	福祉計画課

③ ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上

- 地域における自助・共助の視点に立った地域活動の推進などにより、地域生活における身近な理解者・支援者を活かしていきます。

方向	施策の内容	所管
継続	障害者支援に必要な技術をもったボランティアの育成等を行い、地域活動支援センター等の運営に活用し、身近な地域における理解者・支援者を育てます。また、障害当事者の自助活動に対する支援を行います。	障害者福祉課 社会福祉協議会

¹⁹ モニタリングとは、設定した計画や目標などの進捗状況を随時点検することをいいます。

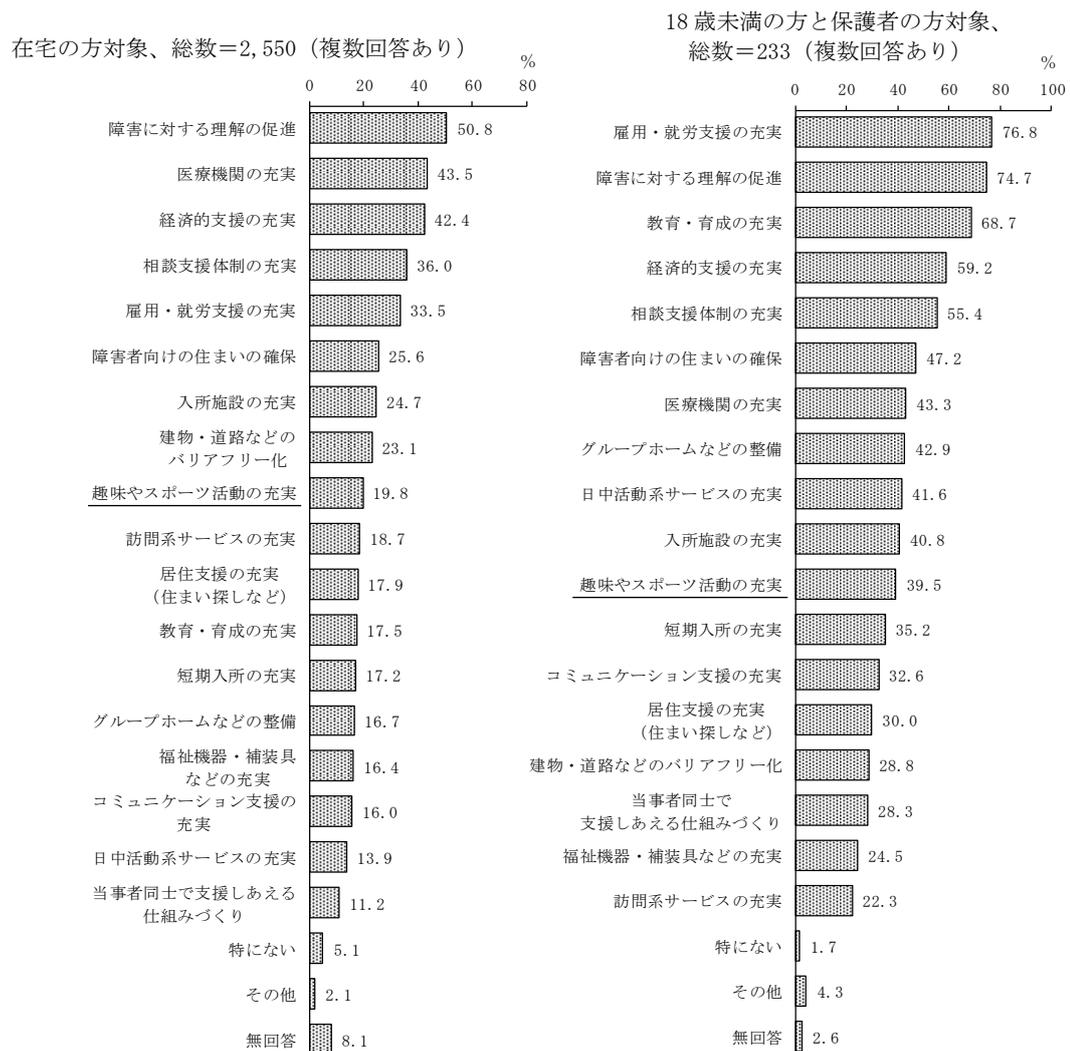
6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実

(1) 現状と課題

- 利用者主体の障害者支援が求められる中、これまでの在宅支援は、必要な家事援助や身体介護等のホームヘルプサービスを提供することが中心でしたが、今後は、重度の障害があってもより豊かに主体的に生活できるよう、インフォーマルな社会資源等の活用も視野に、広く情報提供していく必要があります。
- 日中活動の場として、現在は通所施設等で過ごすことが中心になっていますが、本人の希望に沿った過ごし方を選択し、より生活が楽しめるよう障害特性に応じた支援を考えていく必要があります。
- 重度の障害者にとって外出の機会の提供は、社会とのつながりをもつ大切な機会です。活動先への移動支援のニーズが高まる一方、障害があっても文化・芸術・スポーツ活動にどのように参加できるのか等、情報提供も含めた支援のニーズが増えています。

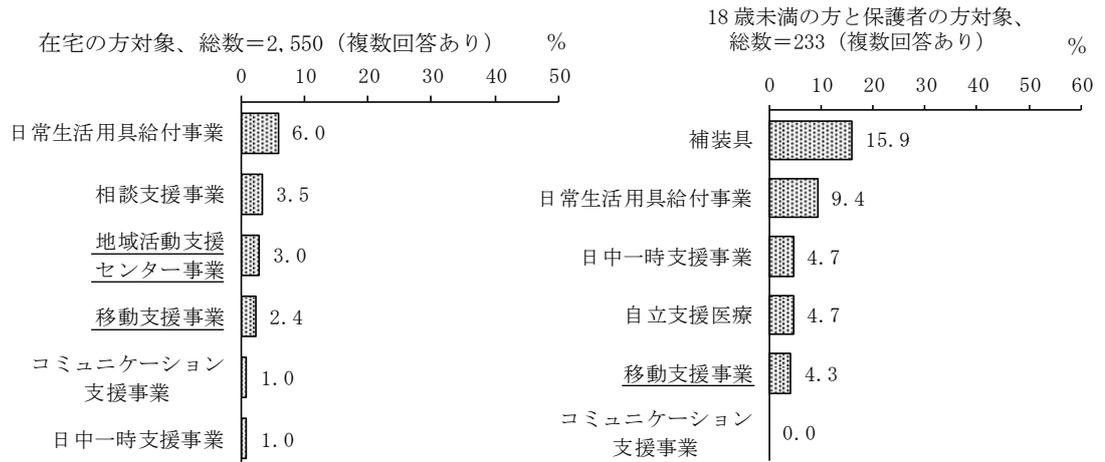
基礎調査結果

【障害者の地域生活のために重要だと思う施策】



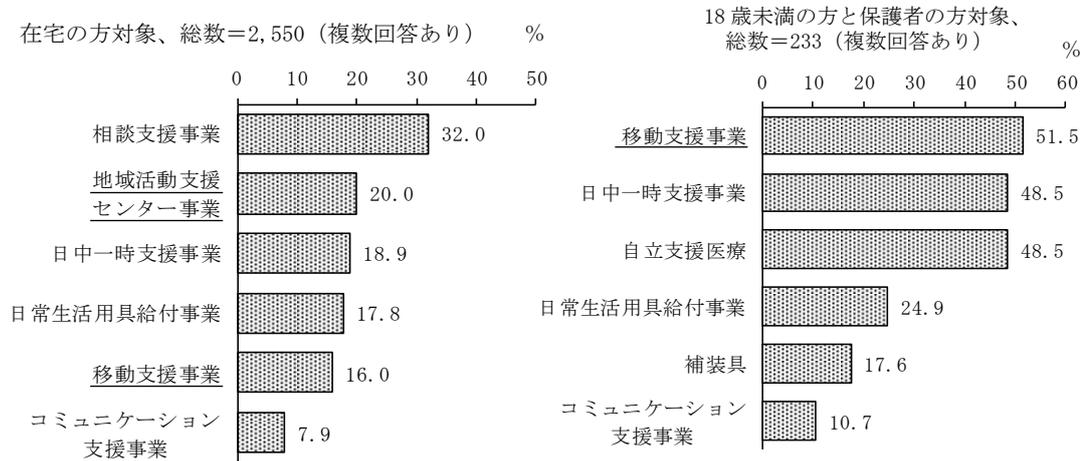
※施策の柱6「豊かな日常生活を送るためのサービスの充実」に係わる回答に下線を引いています。

【地域生活支援事業の利用状況】



※施策の柱6「豊かな日常生活を送るためのサービスの充実」に係わる回答に下線を引いています。

【地域生活支援事業の利用意向】



※施策の柱6「豊かな日常生活を送るためのサービスの充実」に係わる回答に下線を引いています。

(2) 施策の方向

① 障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実

- 人それぞれの価値観を大切にしたい社会との交流機会を見出し、障害のある方一人ひとりに合わせた支援（機器の活用や運営方法）を行います。

方向	施策の内容	所管
継続	地域活動支援センターにおいて、ICT等支援機器を活用した生活スタイルの提案など、円滑な日常生活を支援します。	障害者福祉課
継続	視覚障害の方への音訳・点訳図書の貸出しや対面朗読、図書館に行くことができない身体障害者への配本など、障害に配慮したサービスの提供を行います。	図書館
継続	日曜サークル等を通じて、知的障害者が社会との交流を広げることのできる活動を行います。	文化観光課

② 文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進

- 誰もが同じように楽しみ親しめる障害者スポーツや文化・芸術活動の機会をつくり、共生・共感の社会をめざします。

方向	施策の内容	所管
拡充	趣味や日常の活動の成果を発表する障害者作品展を実施し、芸術活動への関心と障害者の参加意欲を高めます。	障害者福祉課
拡充	2020年東京パラリンピック開催に向け、障害者水泳大会やブラインドサッカーをはじめとする障害者スポーツ ²⁰ の理解と普及に努めるとともに、障害者スポーツ教室など障害のある方がスポーツに触れ合う機会の提供に努めます。	スポーツ推進課
新規	日常空間で障害者のもつ感性を発揮できる機会として、アール・ブリュット ²¹ の視点に立った活動の場を創設・展開します。	障害者福祉課

③ 地域における社会参加や社会活動への支援

- 様々な手法を工夫して、障害者が社会との結びつきをつないでいけるよう、障害者団体の活動の支援とともに、社会参加を促していきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	移動支援において、グループ支援を取り入れるとともに、新たに難病患者と高次脳機能障害者を対象に加えるなど事業を拡充します。また、タクシー券の配布、自動車運転免許の取得や自動車改造にかかる経費の助成など、生活の利便および生活圏拡大のための地域生活支援事業の充実を図ります。	障害者福祉課
継続	障害者七団体への活動支援により、障害のある方の主体的な社会参加や社会活動を促します。	障害者福祉課

²⁰ 障害者スポーツとは、様々な障害のある人たちが持つ運動能力を発揮して競技できるように開発されたスポーツのことです。健常者が行うスポーツを障害者が行えるよう工夫したものと、障害者のために考案された独自のものがあります。また、ローリングバレーボールのように障害者と健常者が一緒に競技できるものもあります。

²¹ アール・ブリュット (Art Brut) とは、フランス語で「生の芸術」という意味です。画家のジャン・デュビュッフエが1945年に考案した概念で、正規の美術教育を受けていない人が、社会の潮流に流されることなく独自の発想と方法により生み出した、既存の芸術の様式・形式に影響を受けていない絵画や造形のことをいいます。

7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実

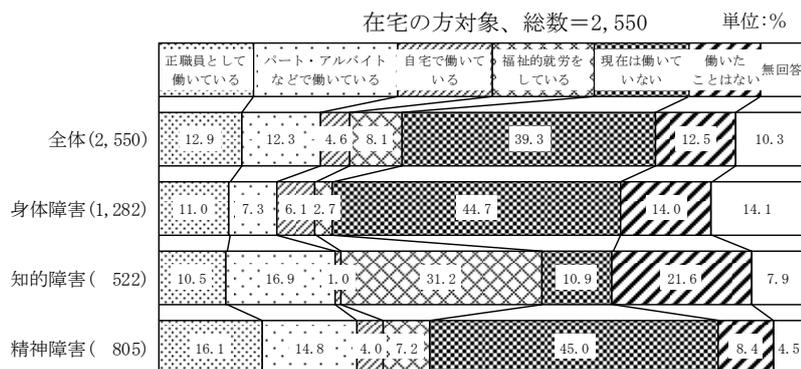
(1) 現状と課題

- 障害者雇用促進法の改正などにより、障害者雇用は増加傾向にありますが、全体として法定雇用率の達成には至っていない状況です。障害者の就労に対する意向が高い一方で、企業の求人数が十分でない、障害種別による雇用の偏りなどの課題が見受けられ、さらに障害者雇用への理解を進める必要があります。
- 障害者が働くために必要なこととして、自分に合った仕事を見つける支援を求める方が多くみられます。障害のある方が安心して就労にチャレンジするためには、個々の障害特性や能力に応じた支援が重要です。そのため、就業前から就職・就労後まで総合的な支援技術の向上が求められています。あわせて、就労移行支援事業所、ハローワークなど関係機関相互間の連携を強化し、就労支援体制を整備していくことが必要です。
- 就労継続支援事業所等で障害者の働く意欲を高めるために、工賃アップや、それぞれの障害者の能力を活かせるような作業メニューの工夫を図ることが求められています。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成25年4月1日から施行されました。障害者就労施設や在宅で就業する障害者の経済的自立を進めるためには、障害者が就労する施設等が供給する物品やサービスを優先的・積極的に調達することが重要です。

基礎調査結果

【現在の就労状況】

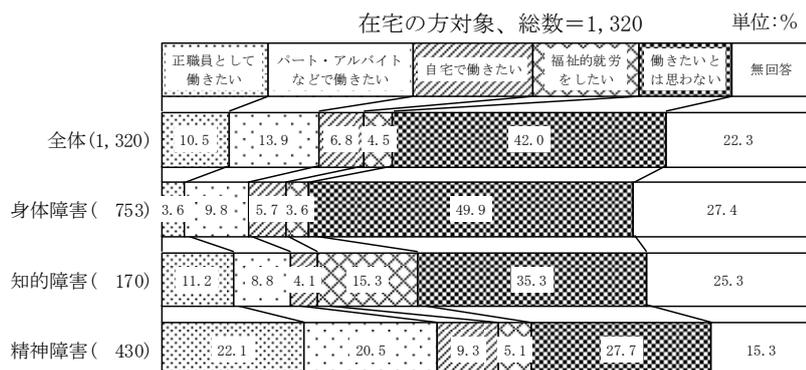
※重複障害の方がおられるため、三障害の合計数は全体の総数と一致しません。



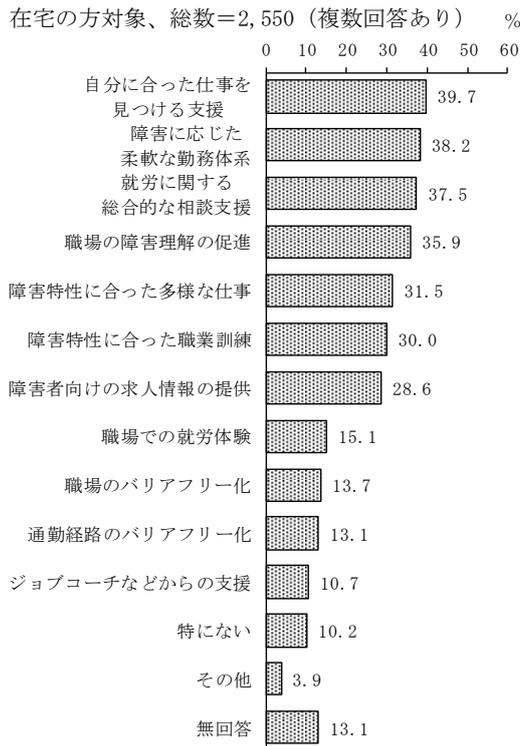
【今後の就労意向】

※上記【現在の就労状況】において、「現在は働いていない」、「働いたことはない」と回答した在宅の方を対象としています。

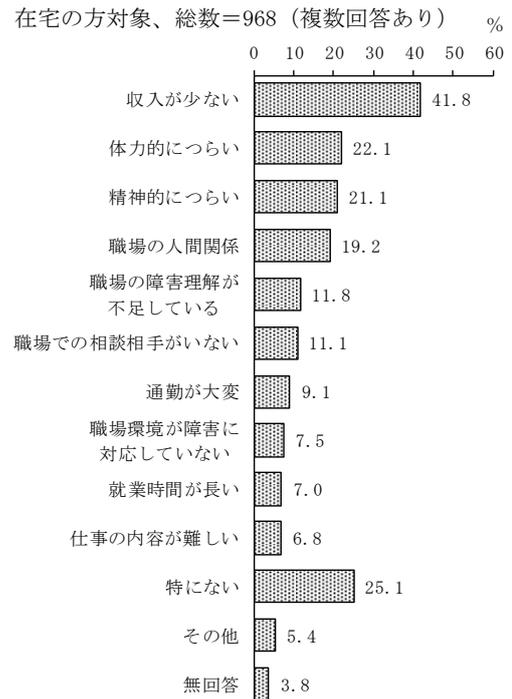
※重複障害の方がおられるため、三障害の合計数は全体の総数と一致しません。



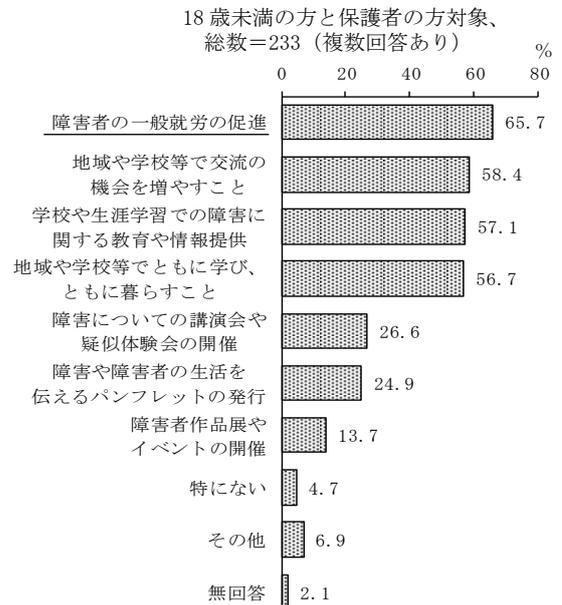
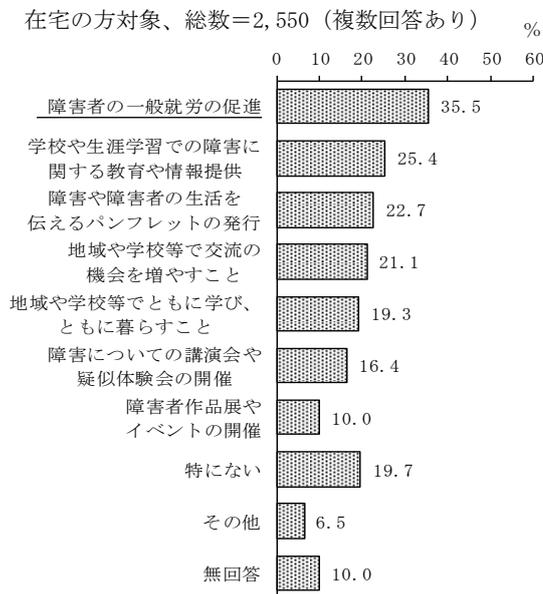
【障害者が働くために必要なこと】



【仕事をする上で困っていること】



【障害理解を進めるために必要なこと】



※施策の柱7「就労機会の拡充、就労支援体制の充実」に係わる回答に下線を引いています。

(2) 施策の方向

① 一般就労²²に向けての就労支援の強化

- 障害者就労支援センターが中心となり、特別支援学校やハローワークなどの関係機関が専門性を活かし連携することで、就労移行支援、就労継続支援などのサービスを通じて、一般就労への移行促進、就労機会の拡大を図っていきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害者就労支援センターを中心に、就労移行支援による就労のための訓練から就労後の定着支援まで一体的な支援を行います。	各法人 障害者福祉課
拡充	ハローワーク等就労系事業所相互の連携を強化し、一般就労へ向けた支援を行います。	各法人 障害者福祉課
拡充	発達障害者支援施設「ぷらーす」では、発達障害の特性を活かした働く力を見出し、一般就労へつながるようコーディネートします。	各法人 障害者福祉課

② 福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫

- 障害者雇用・就労支援に係る機関相互間の情報共有や共通の課題について協議を行う就労支援部会を自立支援協議会に設置しています。工賃アップにつながる取り組みや、障害のある方一人ひとりの能力を活かした作業メニューの多様化など、課題解決の方向性を検討していきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	小型家電リサイクル等新たな作業メニューの検討を進め、障害のある方の特性に合った作業メニューの多様化・充実を図ります。	各法人 障害者福祉課
拡充	障害のある方の個性を活かした絵画・手芸品などの作品の活用について検討します。	各法人 障害者福祉課

③ 障害者の雇用拡大に向けた区の優先した取り組みの推進

- 「品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」にもとづき障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障害者雇用への理解促進による障害者雇用率達成企業の増加に努めます。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害者就労施設等からの物品等の調達を進めるとともに、民間企業等からの受注増加に向け支援します。	経理課 障害者福祉課
継続	障害者雇用への理解を求めるとともに、発注の際は障害者雇用率達成企業に対し配慮していきます。	経理課 障害者福祉課

²² 一般就労とは、就労継続支援等の福祉就労を除いた一般的な就労のことをいいます。一般企業等への就職のほか、在宅就労や起業なども含まれます。

8. 権利擁護体制の構築

(1) 現状と課題

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月から施行されました。法の趣旨に合わせ、障害のある方が権利を守られ、安心して生活するために、虐待の防止に取り組む体制を整備する必要があります。また、虐待防止や養護者に対する支援に関する普及・啓発が求められています。
- 判断能力が十分でない障害のある方が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。相談支援事業の利用や障害福祉サービスの提供等において、障害のある方の権利が擁護²³され、公平性・中立性が確保されることが重要となっています。
- 障害のある方が福祉サービスを利用する際、権利が擁護され、必要なサービスを安心して選択できるように、また、区が提供する施設サービスの質の向上を図るための体制づくりが必要となっています。

(2) 施策の方向

① 障害者虐待防止対策事業の強化・推進

- 障害者虐待防止法の施行を受け、虐待の未然防止、早期発見、発生時の迅速な対応や再発防止の方策等への取り組みを進めていきます。庁内外の関係機関との連携協力体制の整備・強化とともに、虐待防止や養護者への支援に関する普及・啓発活動を推進していきます。

方向	施策の内容	所管
拡充	障害者虐待防止センター機能を強化し、迅速かつ的確な対応が図られるよう体制整備を進めます。	障害者福祉課
継続	虐待の早期発見や被虐待者の保護・支援を図るため、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置し、関係機関の協力体制を整備・強化します。	人権啓発課 子ども育成課 保健センター 高齢者福祉課 障害者福祉課
継続	講演会、パネル展示、広報紙等を通じ、虐待防止に向けた普及啓発活動を行います。	人権啓発課 障害者福祉課
継続	介護疲れや障害への理解不足などの要因から虐待につながらないように、養護者や福祉サービスに携わる支援者（障害福祉施設従事者など）への支援体制づくりを整備します。	障害者福祉課
拡充	障害者の権利擁護に係わる相談について、基幹相談支援センターが中心となり、地域の身近な相談窓口であるサービス事業所や相談支援事業所と連携して対応します。	障害者福祉課

²³ 権利擁護とは、自己の権利や援助のニーズを表明したり行使することが困難な障害者や高齢者等に代わって、援助者が代理として、その権利獲得やニーズの表明を支援したり実現することをいいます。

② 成年後見制度²⁴の利用促進

- 判断能力が十分でない障害のある方が、財産や権利を守りながら住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、本人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みの充実を図ります。

方向	施策の内容	所管
継続	成年後見審判区長申立てを活用し、障害がある方の適切な財産管理・身上監護など権利擁護を進めます。	障害者福祉課 社会福祉協議会
拡充	成年後見等の開始審判を受けた障害のある方で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な方に助成を行い、成年後見制度を利用できるように支援します。	障害者福祉課 社会福祉協議会

③ サービス向上に向けた取り組みの推進

- 障害への理解、サービスを提供する際の知識・技術を向上させるため、事業者および関係機関との連携や中立的な第三者機関による評価の実施により、利用者のサービス選択の支援と福祉サービスの質の向上を図ります。

方向	施策の内容	所管
継続	障害福祉サービスの質の向上を図るため、障害者施設における東京都福祉サービス第三者評価 ²⁵ 受審を支援します。	障害者福祉課
継続	区内法人が福祉サービス向上のため主体的に取り組んでいる品川区施設サービス向上研究会を支援します。	各区内法人 高齢者福祉課 障害者福祉課

²⁴成年後見制度とは、判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な成年者（知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者等）を、代理権などを付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護（財産管理、身上監護等）する制度のことです。自らの意志で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があります。

²⁵ 第三者評価とは、事業者が事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するため、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な立場の第三者機関が専門的・客観的な立場から評価することです。

9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり

(1) 現状と課題

- 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。法の趣旨に合わせて、地域全体として差別の解消に向けた主体的な取り組みを行うことが求められています。また、国の行政機関・地方公共団体等においては、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮²⁶が法的義務となりました。
- 障害のある方が安心して安全な地域生活を送るためには、建物や道路などのバリアフリー²⁷化が重要です。障害のある方だけでなく、誰もが安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザイン²⁸の視点から、生活環境の改善を進めていく必要があります。
- 地域において障害に対する理解が十分には進んでいないと感じる方が多くみられます。障害のある方の社会参加が十分に行われるためには、地域において障害への正しい理解が必要です。そのため、事業者や障害者団体等における地域住民との各種行事の実施や、広報など普及・啓発活動をさらに推し進めていく必要があります。

²⁶ 合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。これは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことであり、例えば、筆談や読み上げによる意思疎通、車いすでの移動の手助け、学校や公共施設でのバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

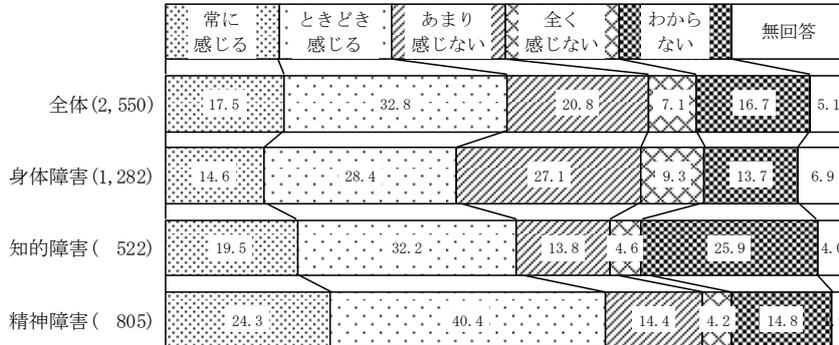
²⁷ バリアフリーとは、誰もが安全でかつ自由に行動できる障壁のない生活空間または社会の状況あるいはそれを旨とする考え方です。もとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去を意味しますが、現在では、障害者や高齢者などの社会参加を妨げる社会的・制度的・心理的な全ての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられています。

²⁸ ユニバーサルデザインとは、障害者や高齢者、子ども、妊婦も含め、すべての人にとって使いやすい、利用しやすいことを意図して、製品、サービス、環境、情報等をデザインすることをいいます。

基礎調査結果

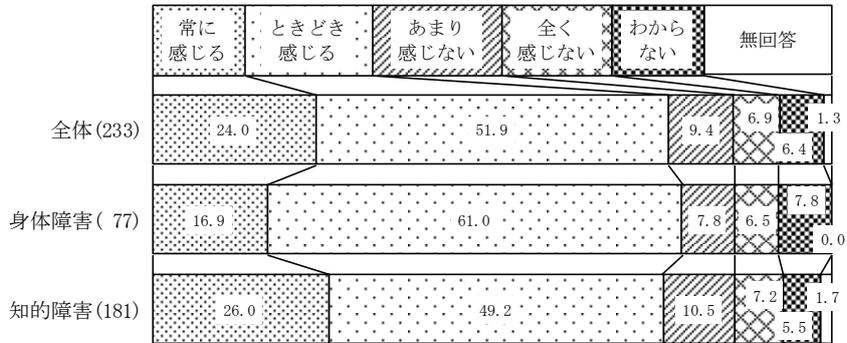
【差別や偏見を感じているか】

在宅の方対象、総数=2,550 単位:%



※重複障害の方がおられるため、三障害の合計数は全体の総数と一致しません。

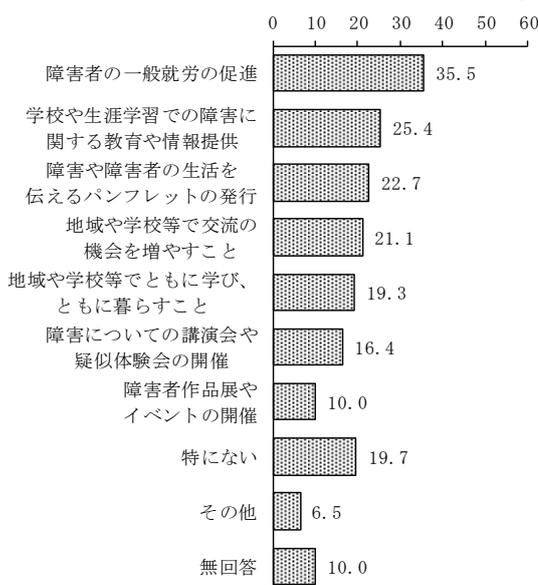
18歳未満の方と保護者の方対象、総数=233 単位:%



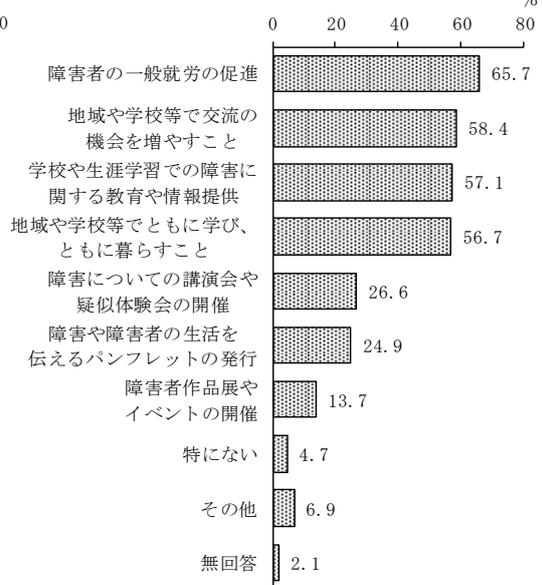
※重複障害の方がおられるため、二障害の合計数は全体の総数と一致しません。

【障害理解を進めるために必要なこと】

在宅の方対象、総数=2,550 (複数回答あり) %



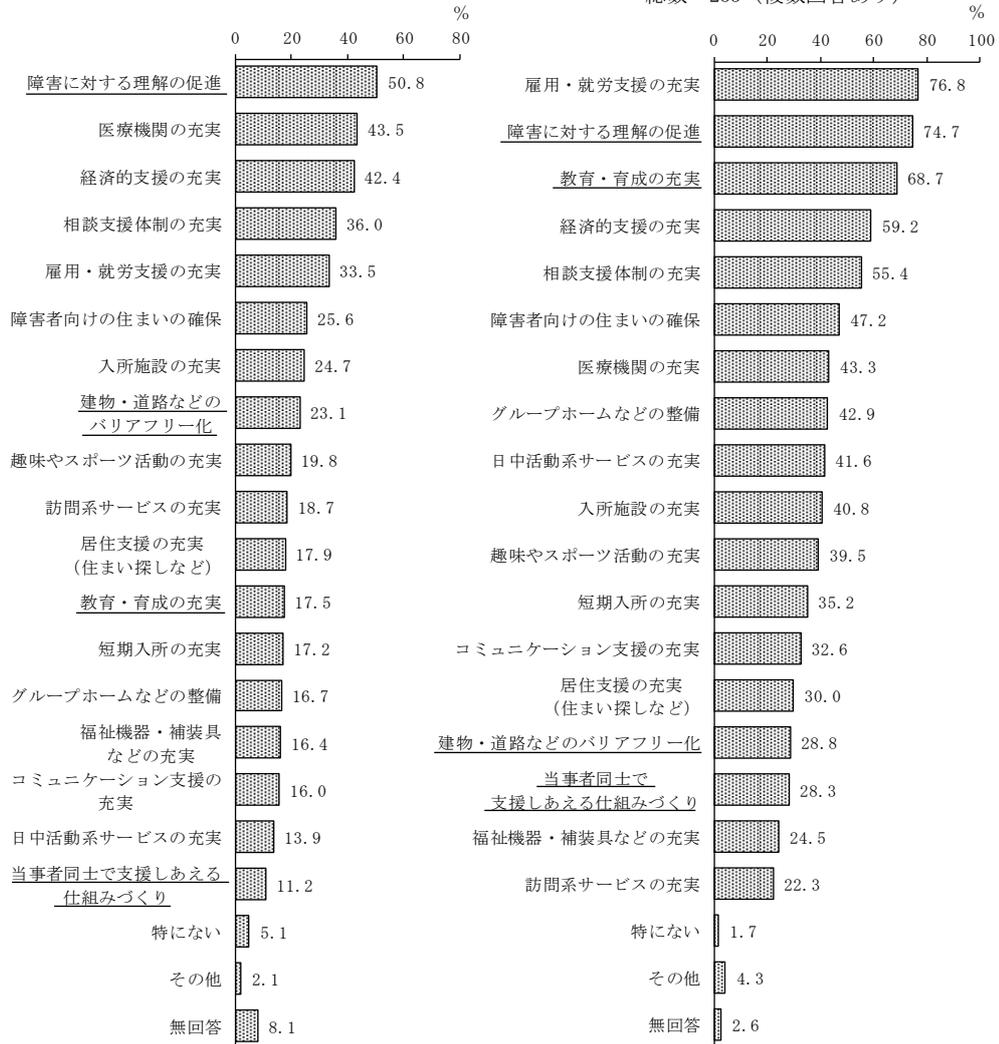
18歳未満の方と保護者の方対象、総数=233 (複数回答あり) %



【障害者の地域生活のために重要だと思う施策】

在宅の方対象、総数=2,550（複数回答あり）

18歳未満の方と保護者の方対象、
総数=233（複数回答あり）



※施策の柱9「障害者理解と共感のやさしいまちづくり」に係わる回答に下線を引いています。

(2) 施策の方向

① インクルージョンに基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進

- 障害のある方が安心・快適に地域生活を送れるよう、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を図ります。

方向	施策の内容	所管
拡充	ハードおよびソフト面から、すべての人が安心・快適に生活できるまちづくりに向け、品川区やさしいまちづくり推進協議会を設置し、計画を推進します。	福祉計画課
拡充	商業、公共、福祉施設が集積し、障害のある方を含む多くの来街者のある大井町周辺において、バリアフリー計画を策定し、推進します。	都市計画課
拡充	鉄道事業者を支援し、区内鉄道駅においてバリアフリー化を進めます。	都市計画課
継続	ユニバーサルデザインの考え方や景観の観点などを踏まえ策定した「品川区街のサイン基本マニュアル」にもとづき、公共サインの設置を推進します。	広報広聴課

② 合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備

- 合理的配慮を根底とした行政サービスの提供と、提供体制を整備します。

方向	施策の内容	所管
拡充	区の窓口において、代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者に合わせた対応を行います。また、障害者福祉課では、手話通訳者を配置します。	全庁
継続	声の広報、区ホームページにおける音声読み上げ・文字拡大・文字背景色の変更、「しながわガイド」(便利帳)におけるカラーユニバーサルデザインの取り組みなど、障害特性に配慮した情報提供手段を充実させ、情報バリアフリー化を進めます。	広報広聴課
拡充	区議会本会議や講演会等に手話通訳や要約筆記者を配置します。	全庁
継続	プライバシーに配慮した相談室の設置や、車椅子でも利用しやすい窓口の工夫など、個々の状況に合わせた対応に努めます。	全庁

③障害者理解のための普及・啓発活動の充実

- 障害理解に向けての普及・啓発活動や福祉教育をさらに推し進め、障害に対する理解不足から生じる誤解や偏見等を取り除くことで地域における心のバリアフリーを広め、ともに尊重し支え合える地域づくりを進めます。

方 向	施策の内容	所管
継続	障害者週間 ²⁹ を記念し、理解促進・交流を目的とした事業を実施します。	障害者福祉課
拡充	地域における各種行事や福祉施設のまつり等の実施により、障害のある人もない人も相互に理解できるよう、交流の機会を促進します。	障害者福祉課
拡充	小・中学生への市民科学習における障害者に関する理解教育や、教員を対象とした特別支援教育コーディネーター連絡会および研修を実施し、障害者理解のための教育を推進します。	教育総合支援センター
継続	区民・地域支援者を対象とした精神保健に関する講演会の開催等により、精神障害・疾病に対する理解の普及と啓発活動を推進します。	保健センター
継続	障害者理解に向けた講演会の実施や、パンフレットの作成・配布を行います。	障害者福祉課 人権啓発課

²⁹ 障害者週間とは、広く人々の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められた週間です。障害者基本法の公布日である12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間と定められ、2004年の障害者基本法改正により明記されました。

第2部

品川区障害福祉計画

第2部 品川区障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の策定にあたって

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、障害者が利用する障害福祉サービス等の確保に関する計画であり、3年を1期として策定します。品川区障害福祉計画では、平成26年度までの実績を踏まえ、障害者等の自立支援の観点から、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することをめざします。

そのために、平成29年度までの地域生活移行および就労支援については成果目標を、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業については供給見込量を、品川区の実情を踏まえ、国の計画策定の基本指針に基づいて設定します。

第2章 計画に関する成果目標の設定とサービスの見込量

1. 平成29年度における成果目標

(1) 入所施設から地域生活への移行

国では、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度までに地域生活へ移行することおよび施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の事情を踏まえて目標を設定することとしています。

品川区では、平成17年10月1日時点における施設入所者303人のうち、平成25年度末までに、5.9%（18人）が地域生活に移行し、施設入所者数は1%（3人）の削減となりました。

障害福祉計画の策定にあたっては、施設入所の実態を把握し、これまでの実績を踏まえて区としての目標値を設定します。真に施設入所を必要としている人や入所待機者の存在、待機者の状況や障害の重度化の状況等を考慮し、平成29年度末における地域生活移行者数については3%（9人）、施設入所者数については基準値である平成25年度末時点の300人を超えないという目標の達成に向けて、引き続き着実に取り組みます。

目標項目	基準値	目標値
平成29年度末までの地域生活移行者数 目標：平成25年度末時点における入所者数の3%以上が地域移行	300人	9人
平成29年度末時点における施設入所者数 目標：平成25年度末時点の入所者数を超えない。	300人	300人

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

精神障害者の地域生活移行については、都道府県において目標を設定するとともに、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な障害福祉サービス等の利用者数を推計します。区市町村としては、推計値を反映し障害福祉サービス等の見込み量の算定を行うこととなりました。

これに基づき、障害福祉計画では地域生活移行者の目標値の記載はしませんが、推計値等を反映し、障害福祉サービス等の供給見込量を算定します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針において、障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点の整備が平成 29 年度までの成果目標として掲げられました。区では、知的障害や精神障害の方の単身生活をささえる 24 時間サポート事業として見守り事業を展開していますが、国の基本指針における拠点整備については、コーディネーターを配置し、居住支援機能を持つ中で緊急時の夜間対応やショートステイの受け入れなどができるような仕組みが示されています。さらに在宅医療との連携等により、夜間の医療対応なども想定したものとなっています。

区としては今後、障害のある方およびその主たる介護者である家族の高齢化が進む中で、単身者のみならず日常的にリスクの高い在宅者の見守りをしながら、安定した地域生活を支える拠点の整備を検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行支援

国では、福祉施設から一般就労への移行者を平成 24 年度実績の 2 倍以上とすること、就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加させること、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本として、これまでの実績および地域の事情を踏まえて設定することとしています。

品川区では、平成 15 年 4 月に障害者就労支援センター（げんき品川）を設置し、関係機関との連携を密にして、就労支援の充実に努めています。平成 25 年度に、障害者就労支援センターを通じて一般就労へ移行した人は 17 人です。

障害福祉計画の策定にあたっては、これまでの実績および地域の実情を踏まえて区としての目標値を設定します。福祉施設から一般就労への移行者については平成 24 年度実績の 2 倍以上の 18 人、就労移行支援事業の利用者数は平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加の 85 人、就労移行支援事業所である障害者就労支援センターの就労移行率を 15%以上とすることを成果目標値として設定します。

目標項目	基準値	目標値
平成 29 年度の一般就労への移行者数 目標：平成 24 年度の就労移行実績の 2 倍以上	7 人	18 人
平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数 目標：平成 25 年度末から 6 割以上増加	53 人	85 人
就労移行支援事業所の就労移行率	—	15%以上

2. 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付の対象となるサービスです。見込量の算定については、入所施設から地域生活への移行目標、福祉施設から一般就労への移行目標、精神障害者の地域生活移行の推計値、平成 26 年度までのサービス提供実績、区内障害者の方を対象とした基礎調査、品川区長期基本計画および品川区障害者計画の計画事業等を勘案して設定しました。

なお、今後、障害者福祉に係わる法律や制度などが変更された場合、その変更に即した見直しを行います。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の 5 種類があります。障害のある方が安心して日常生活を送れるよう、家事援助や身体介護等を行う訪問系サービス体制の充実を図ります。

【居宅介護】

居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【同行援護】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。

【行動援護】

障害のある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【重度障害者等包括支援】

重度の障害がある方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

サービス名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	(月間利用者数)	154	180	206	229	246	249	279	307	338
	(月間利用時間数)	6,819	7,088	8,830	8,993	8,988	8,747	11,160	12,280	13,520

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成26年度は10月分の実績です。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護および短期入所）を提供する区立および民間の通所施設は、障害のある方の日中活動の場としての機能を果たしています。引き続き、地域での自立した日常生活および社会生活を支えるために、施設の充実を図るとともに、施設の基盤整備に取り組んでいきます。

【生活介護】

常時介護を必要とする方に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

【自立訓練（機能訓練）】

身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

【自立訓練（生活訓練）】

生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

【就労移行支援】

一般就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

【就労継続支援A型（雇用型）】

一般就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。

【就労継続支援B型】

一般就労が困難な方や一定年齢に達している方に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

【療養介護】

医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

【短期入所】

介護を行う方の疾病、事故、出産等の理由により、障害者等を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設などへの短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

サービス名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	(月間利用者数)	249	326	423	451	454	499	502	507	517
	(月間実日数)	5,160	6,697	8,521	8,666	8,665	10,110	10,040	10,140	10,340
自立訓練 (機能訓練)	(月間利用者数)	24	15	15	16	14	5	4	8	12
	(月間実日数)	444	245	228	240	219	71	40	80	120
自立訓練 (生活訓練)	(月間利用者数)	59	64	60	73	50	25	25	29	33
	(月間実日数)	1,190	1,275	1,152	1,281	912	416	475	551	627
就労移行支援	(月間利用者数)	25	26	36	45	53	62	65	75	85
	(月間実日数)	445	425	545	658	754	996	1,040	1,200	1,360
就労継続支援A型	(月間利用者数)	3	4	40	46	50	62	58	60	60
	(月間実日数)	60	57	816	896	1,066	1,305	1,218	1,260	1,260
就労継続支援B型	(月間利用者数)	183	273	312	297	305	312	361	371	377
	(月間実日数)	3,442	4,516	5,226	4,656	4,801	5,071	5,776	5,936	6,032
療養介護	(月間利用者数)	0	1	1	28	29	28	30	30	30
	(月間実日数)	0	31	31	868	885	868	930	930	930
短期入所 (福祉型)	(月間利用者数)	66	60	67	67	92	90	103	105	107
	(月間実日数)	475	445	448	434	675	656	721	735	749
短期入所 (医療型)	(月間利用者数)	2	0	2	3	2	2	2	2	2
	(月間実日数)	16	0	19	11	8	7	14	14	14

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成26年度は10月分の実績です。

(3) 居住系サービス

地域生活への移行のためには、居住の場を適切に確保していく必要があるため、共同生活援助の充実を図ります。保護者の高齢化や「親亡き後」の課題についても、グループホームなど障害のある方の居住の場を適切に確保していくことにより対応していきます。

【共同生活援助】

障害のある方に対して、主に共同生活を営む住居において、日常生活上の援助や相談・助言を行います。また、介護サービス包括型グループホームでは、入浴、排せつまたは食事等の介護を提供します。

【施設入所支援】

障害者支援施設において、生活介護又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

サービス名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	(月間利用者数)	103	114	125	123	116	126	125	131	137
施設入所支援	(月間利用者数)	296	293	279	291	300	298	300	300	300

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成26年度は10月分の実績です。

(4) 相談支援

障害のある方の抱える問題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行い、自立した生活を支えています。

【計画相談支援】

障害のある方が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。その後、一定期間ごとに、支援サービスが適切かどうか生活状況をモニタリングし、サービス等利用計画の見直し等を行います。

【地域移行支援】

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している精神障害のある方が、地域での生活に移行するための居住の場の確保などの支援を行います。

【地域定着支援】

地域移行支援により地域での生活に移行した方の安定した地域生活を図るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

サービス名	(単位)	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	(年間利用者数)	96	357	740	1,100	1,280	1,440
地域移行支援	(年間利用者数)	1	3	1	2	2	3
地域定着支援	(年間利用者数)	0	0	0	1	1	1

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

(5) 児童福祉系サービス

障害のある子どもやその可能性のある子どもが地域で健やかな成長ができるように、必要な時にその需要やニーズに適したサービスの供給ができる体制を整えます。また、障害のある子どもやその可能性のある子どもとその家族を支援していくための相談・支援の充実を図ります。

【児童発達支援】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【放課後等デイサービス】

学校の授業の終了後、または学校の休業日に生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、預かりの中で必要な支援を行います。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【医療型児童発達支援】

肢体不自由児等、重度の障害児で、理学療法等の機能訓練や医療管理下での支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

サービス名	(単位)	実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	(月間利用者数)	137	150	177	150	160	170
	(月間実日数)	738	784	1,090	1,200	1,280	1,360
放課後等デイサービス	(月間利用者数)	74	74	105	130	150	170
	(月間実日数)	106	223	408	650	750	850
保育所等訪問支援	(月間利用者数)	0	0	1	2	3	3
	(月間実日数)	0	0	2	4	6	6
医療型児童発達支援	(月間利用者数)	3	7	10	10	15	15
	(月間実日数)	31	59	88	100	150	150
障害児相談支援	(年間利用者数)	0	0	0	50	100	150

※児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援の実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成26年度は10月分の実績です。

※障害児相談支援の実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施するものです。見込量の算定については、平成 26 年度までのサービス提供実績、区内障害者の方を対象とした基礎調査、品川区長期基本計画および品川区障害者計画の計画事業等を勘案して設定しました。

なお、地域生活支援事業には、法定必須事業、都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

(1) 法定必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。

事業名	内容
障害者週間 記念のつどい	障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、「記念のつどい」を毎年障害者週間中の日曜日に開催しています。
ふくしまつり	障害者とその家族が、区内の施設、ボランティア団体とともに、区民との交流、親睦を図り、障害者への理解を深めるとともに、インクルージョンを基本としたまちづくりを推進するため、毎年、実行委員会を結成し実施しています。

② 相談支援事業

障害のある方の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある方自身、その家族その他障害のある方の介護を行う方からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。

品川区では、区立障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」、福栄会障害者相談支援センターの3か所で相談支援事業を実施しています。

名称	所在地	開設
区立障害者生活支援センター	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成14年9月(19年4月に現所在地へ移転)
精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月
福栄会障害者相談支援センター	品川区東品川3丁目1番8号	平成25年4月

平成 25 年には、品川区障害者福祉課が基幹相談支援センターとして位置づけられました。基幹相談支援センターでは、地域の支援力の向上をめざし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援体制の強化や、相談支援事業者等への助言・指導・人材育成、権利擁護・虐待防止の取り組みを行います。(基幹相談支援センター等機能強化事業)

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	(設置数)	2	2	2	2	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	(設置の有無)	無	無	無	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施の有無)	無	無	無	有	有	有	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

障害のある方の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な方に当該費用の一部または全部を助成しています。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	(年間助成件数)	-	-	-	-	4	6	9	11	13

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。なお、この事業は平成 25 年度から実施しているものです。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

・手話通訳者派遣事業

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	(年間利用件数)	809	771	700	713	664	680	700	700	700

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

・要約筆記者派遣事業

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
要約筆記者派遣事業	(年間利用件数)	-	31	28	36	35	35	40	40	40

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。なお、この事業は平成 22 年度から実施しているものです。

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

事業名	(単位)	実績						見込量			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
日常生活用具給付等事業	(年間給付件数)	4,790	4,684	4,986	5,178	5,303	5,369	5,441	5,599	5,757	
内訳	介護・訓練支援用具	(年間給付件数)	21	16	15	13	4	10	15	15	15
	自立生活支援用具	(年間給付件数)	55	37	39	43	25	30	40	40	40
	在宅療養等支援用具	(年間給付件数)	24	35	26	23	35	30	33	36	39
	情報・意思疎通支援用具	(年間給付件数)	47	59	55	44	47	45	48	51	54
	排泄管理支援用具	(年間給付件数)	4,629	4,532	4,844	5,051	5,189	5,250	5,300	5,450	5,600
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(年間給付件数)	14	5	7	4	3	4	5	7	9

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、区の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	(研修修了者数)	37	33	19	12	16	45	48	50	52

※実績・見込量は各年度年間の数値です。なお、平成 26 年度より養成に重点をおいた研修に変更したため、平成 25 年度以前の実績値は養成コースのみの修了者数としています。

⑦ 移動支援事業

屋外での活動が困難な方に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした事業です。重度障害者で世帯の中に適当な介助者がいない方を対象としています。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	(年間延利用者数)	651	778	913	538	735	772	850	900	950
	(年間延利用時間数)	7,994	9,747	10,418	3,566	4,810	5,130	11,520	12,200	12,900

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。なお、平成 24 年度の数値が前年度と比べ大きく減少しているのは、平成 23 年度 10 月から、重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護が開始されたことによるものです。

※平成 27 年度からは、知的障害者ふれんどりー事業と統合した見込量となります。

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障害のある方に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜の供与を行うことで、地域生活支援の促進を図ります。品川区では、現在2か所の地域活動支援センターが設置されています。

名称	所在地	開設
区立地域活動支援センター 「逢（あえる）」	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成24年4月
精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター機能強化事業	(設置数) (年間延利用時間数)	1 6,361	1 6,318	1 8,125	2 12,069	2 11,378	2 11,996	2 12,000	2 12,100	2 12,200

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

(2) 任意事業

① 巡回入浴サービス事業（日常生活支援）

自宅での入浴が困難な重度の障害のある方を対象に、巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、衛生的で健康的な生活の維持と家庭の負担軽減を図ります。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
巡回入浴サービス事業	(年間利用件数)	451	614	794	911	987	1,152	1,382	1,612	1,843

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

② 日中一時支援事業（日常生活支援）

特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供します。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	(年間延利用者数)	2,796	2,694	2,619	4,269	4,712	4,800	5,200	5,300	5,400

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

③ 障害者世帯ハウスクリーニング事業（日常生活支援）

障害のある方の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者世帯ハウスクリーニング事業	(年間利用件数)	56	56	55	49	48	56	56	56	56

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

④ 住宅設備改善費給付事業（日常生活支援）

身体に障害のある方の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅設備改善費給付事業	(年間実施戸数)	11	3	1	8	8	3	6	6	6

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

⑤ 障害者緊急通報システム（日常生活支援）

障害のある方の世帯に、緊急通報システムを設置し、緊急時（救急・火災等）の安全確保を図ります。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者緊急通報システム	(年間設置戸数)	27	24	22	21	22	14	16	18	20

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

⑥ 自動車運転免許取得助成（社会参加支援）

障害のある方が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することにより、障害のある方の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得助成	(年間助成者数)	0	2	0	1	1	1	2	2	2

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 26 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

⑦ 自動車改造経費助成（社会参加支援）

身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害のある方が、就労等に
 伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部
 を助成します。

事業名	(単位)	実績						見込量		
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
自動車改造経費助成	(年間助成者数)	3	2	1	3	2	2	3	3	3

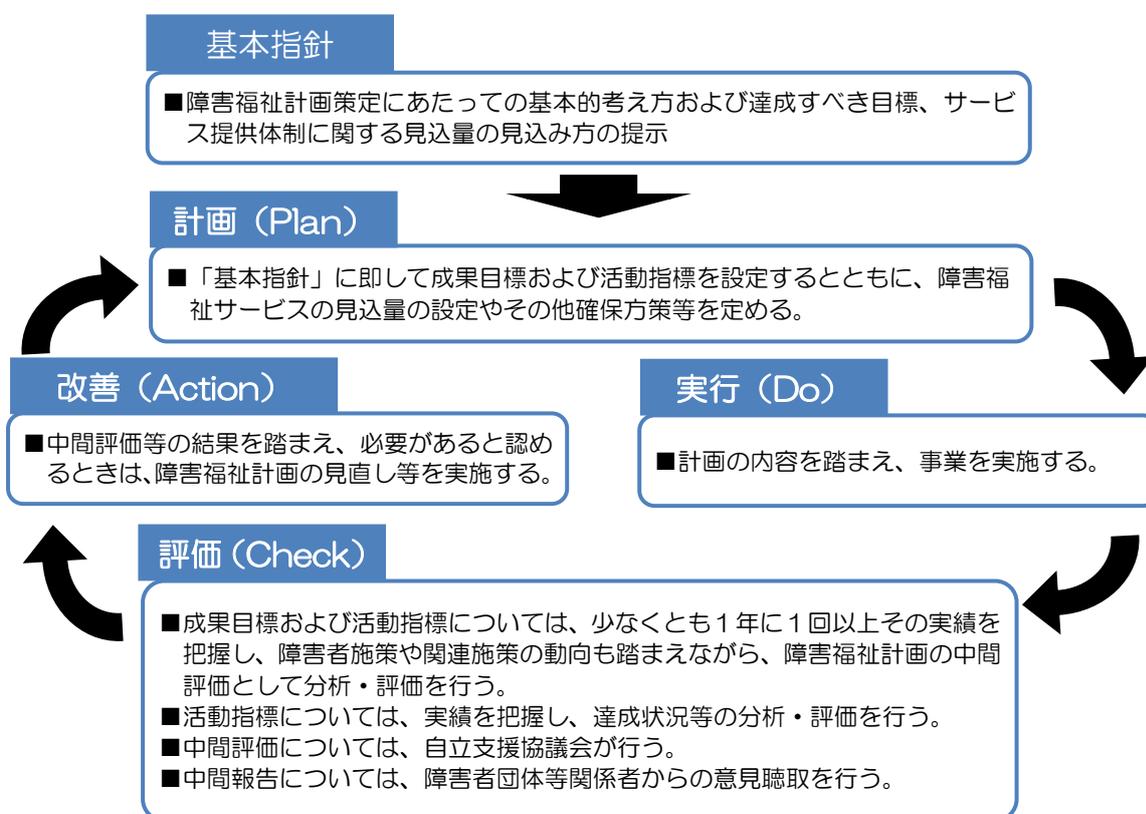
※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成26年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

第3章 計画の進行管理

国の計画策定の基本指針では、計画にPDCAサイクル³⁰を導入するにあたり、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等を成果目標とし、障害福祉サービスの見込量を活動指標としています。

計画の円滑・着実な実行のために、成果目標および活動指標については、少なくとも1年に1回以上その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら計画の中間報告として分析・評価をし、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。分析・評価については、自立支援協議会がその役割を担います。

<PDCAサイクルのプロセス>



³⁰ PDCA サイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つであり、Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されているためPDCA という名称になっており、4段階の活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを改善していく手法のことです。Plan では目標を設定してそれを達成するための行動計画を策定し、Do では策定した計画を実行し、Check では実施した結果と当初の目標を比較して問題点の洗い出しなど評価・分析を行い、Action では評価・分析を受けてプロセスや計画の改善、実施体制の見直しなどを行います。

第 3 部

資 料 編

第3部 資料編

1. 品川区の障害者施策の展開（年表）

期	品川区	東京都	国	
第一期 ～ 1982 (昭57)	障害者福祉施策への取り組みの開始			
	1947 (昭22)		○児童福祉法 ○教育基本法（養護学校規定）	
	1949 (昭24)	○民生委員協議会設置	○東京都生業資金貸付条例制定 ○身体障害者福祉法 ○身体障害者手帳発足	
	1950 (昭25)		○精神衛生法	
	1951 (昭26)	○東京都品川福祉事務所設置	○社会福祉事業法	
	1956 (昭31)	○品川区社会福祉協議会福祉資金貸付・生活困窮者に無利子貸付開始		
	1957 (昭32)	○大崎公益質屋開設	○児童福祉法の改正 ○知的障害児通園施設	
	1958 (昭33)	○ゆたか敬老会館開設 ○品川区肢体不自由児・者父母の会発足	○敬老金贈呈	
	1960 (昭35)	○品川区知的障害者育成会発足	○知的障害者福祉法	
	1961 (昭36)		○児童扶養手当法	
	1964 (昭39)		○身体障害者福祉法改正 ○更生援護施設 ○授産施設	
	1965 (昭40)	○福祉事務所が都から移管	○精神衛生法改正	
	1966 (昭41)	○障害者ホームヘルパー制度発足 ○品川区重症心身障害児（者）を守る会発足	○都立心身障害者福祉作業所開所（通園施設）	
	1967 (昭42)	○区立「西大井福祉ホーム（北分園）」開設（知的障害児通園施設）	○愛の手帳制度発足	○身体障害者福祉法改正（障害の対象拡大） ○児童福祉法改正（特別児童扶養手当支給開始） ○重症心身障害児施設 ○知的障害者福祉法改正 ○授産施設の新設
	1968 (昭43)		○都立心身障害者福祉センター開所	
	1969 (昭44)	○点字講習会の開始	○心身障害者扶養年金制度発足 ○児童育成手当の支給開始 ○老人医療費の助成	○肢体不自由児通園施設事業開始
	1970 (昭45)	○区立「西大井福祉ホーム（南分園）」開設（肢体不自由児通園施設）		○心身障害者対策基本法 ○心身障害児家庭奉仕員派遣事業 ○重度身体障害者への日常生活用具給付開始
	1971 (昭46)	○品川区視覚障害者福祉協会発足	○都立補装具研究所開所	○心身障害者福祉協会国立コロニーのぞみ園開所 ○知的障害者通勤寮
	1972 (昭47)		○都立八王子 小平福祉園開所 ○都立知的障害者通勤寮開所 ○都立身体障害者能力開発センター開所 ○都立身体障害者福祉工場開所	○身体障害者福祉法改正 ○身体障害者療護施設の設置 ○心身障害児通園事業
1973 (昭48)	○高齢者・心身障害者の区施設利用料無料化 ○心身障害者福祉手当の支給 ○点字広報の発行	○重度心身障害者手当の支給		

期	品川区	東京都	国
1974 (昭 49)	○厚生課障害者福祉係発足 ○品川区在宅障害者緊急一時保護事業発足	○心身障害者医療費助成事業発足 ○障害児の全員就学実施 ○シルバーバスの交付	
1975 (昭 50)	○品川区ガイドヘルパー制度発足 ○手話講習会の開始 ○品川区立保育園で障害児保育実施 ○品川区身体障害者介護人派遣事業の開始 ○情緒障害学級(宮前小・荏原二中)開設 ○品川区聴覚障害者協会発足		○特別障害者手当等(国制度) ○身体障害者のための郵便による不在者投票制度設置 ○国連障害者権利宣言 ○福祉電話の設置 ○身体障害者介護人派遣事業の開始
1976 (昭 51)	○品川区長期基本構想策定 ○緊急一時保育開始		○重度心身障害者福祉手当の支給 ○知的障害者通所事業
1977 (昭 52)	○高齢者事業団発足 ○区立心身障害者福祉会館開設(通所・デイサービス施設) ○寝たきり老人家庭に訪問看護制度開始		
1978 (昭 53)	○精神障害者が心身障害者福祉手当対象に追加 ○品川区建築物等の福祉に関する整備要綱実施 ○品川区長期基本計画策定 ○品川区身体障害者友和会発足 ○知的障害者生活寮「渡辺寮」開設		
1979 (昭 54)	○高齢者・心身障害者のための巡回入浴車の派遣開始		○養護学校義務制を実施
1980 (昭 55)	○都立品川児童学園(知的障害児通園施設)を区に移管 ○福祉タクシー制度発足		
1981 (昭 56)		○国際障害者年東京都行動計画(81~90)	○国際障害者年
1982 (昭 57)	○「障害者の完全参加と平等を推進するための品川区行動計画」策定		○障害者対策に関する長期計画
第二期	養護学校卒後の受け皿の整備と多様なニーズへの対応		
1983 (昭 58) ~ 2001 (平 13)	○「品川総合福祉センター」開設 ○身体障害者入所施設「第一さつき園」(ショートステイ2床併設)、身体障害者通所施設「第二さつき園」、知的障害者入所施設「第一かもめ園」(ショートステイ2床併設)、知的障害者通所施設「第二かもめ園」 ○障害者青年学級開設 ○品川区精神障害者家族会(かもめ会)発足		○国連・障害者の十年 ○公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設の整備ガイドライン(～92)
1984 (昭 59)	○障害者事業団「ふれあいの会」発足		○身体障害者福祉センターA型・B型の設置 ○在宅デイサービス施設制度化
1985 (昭 60)	○心身障害者福祉会館、身体障害者福祉センターB型に認定		
1986 (昭 61)			
1987 (昭 62)	○「かもめ工房」(精神障害者小規模作業所)開設 ○「トット文化館」開設		○身体障害者雇用促進法の改正 ○障害者の雇用に関する法律 ○法定雇用率の対象拡大 ○社会福祉士および介護福祉士法の公布
1988 (昭 63)		○東京都福祉の街づくり整備指針	
1989 (平元)			○知的障害児のグループホーム制度化 ○ゴールドプラン策定

期	品川区	東京都	国
1990 (平2)	○総合福祉施設「福栄会」開設(知的障害者通所施設「第一しいのき学園」「第二しいのき学園」) ○「かもめ第二工房」開設		○福祉関係8法の改正 ○在宅福祉サービスの法定化
1991 (平3)	○知的障害者生活ホーム「北品川つばさの家」開設(ショートステイ2床併設) ○リフト・寝台付福祉タクシー開始	○東京都地域福祉推進計画	○鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針
1992 (平4)	○高齢者住宅「東品川わかかさ荘」内に障害者用2戸併設 ○西大井福祉ホーム改築のため閉園	○ノーマライゼーション推進東京プラン(東京都障害者福祉行動計画)(91～00)	
1993 (平5)	○「ふれあいの会」が(社福)品川区社会福祉協議会「ふれあい作業所」として再スタート		○アジア太平洋障害者の十年(～02) ○障害者基本法成立 ○精神障害者グループホームの法定化
1994 (平6)	○知的障害者通所施設「西大井福祉園」開設 ○知的障害者生活ホーム「西大井つばさの家」開設(「西大井福祉園」併設) ○借上型高齢者住宅内「グレースマンション」に障害者用2戸併設 ○「かもめ第三工房」開設		○エンゼルプラン ○新ゴールドプラン ○高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)施行
1995 (平7)	○「品川介護福祉専門学校」開設	○とうきょうプラン'95	○障害者プラン(ノーマライゼーション7ヵ年戦略) ○精神保健および精神障害者福祉に関する法律 ○精神障害者保健福祉手帳発足
1996 (平8)		○東京都福祉の街づくり条例全面施行	
1997 (平9)	○授産品販売のための福祉ショップ「テルベ」開設(イトーヨーカ堂大井町店内)	○東京都地域福祉推進計画改定 ○子どもが輝くまち東京プラン ○東京の福祉施策を考える	○介護保険法
1998 (平10)	○知的障害者福祉工場「パン工房しながわブチレーブ」開設 ○福祉工場「しながわ」開設	○ハートフル東京推進プラン	○社会福祉の基礎構造改革について(中間のまとめ)
1999 (平11)	○(社福)品川区社会福祉協議会「ふれあい作業所」西品川分室開設 ○精神障害者グループホーム「かもめハウス」開設	○ノーマライゼーション推進東京プラン(東京都障害者計画)(97～05) ○福祉施策の新たな展開(福祉改革ビジョン、福祉改革推進プラン)	
2000 (平12)		○東京都高齢者保健福祉計画	○社会福祉事業法等の改正→社会福祉法へ ○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)施行 ○新成年後見制度施行
2001 (平13)		○心身障害者施設緊急整備3ヵ年計画(01～03)	○アジア太平洋障害者の十年最終年
第三期	利用者主体のサービスと地域での自立に向けて		
2002 (平14) ～	○知的障害者通所施設「サンかもめ」開設 ○障害者生活支援センター開設(「家庭あんしんセンター」内)(障害者住宅2戸併設) ○知的障害者グループホーム「わいわい」開設	○福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足 ○東京都障害者ITサポートセンター開設	○身体障害者補助犬法

期	品川区	東京都	国
2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者「福祉工場」(葬祭品等製造部門) 開設 ○障害者就労支援センター「げんき品川」開設 ○知的障害者グループホーム「旗の台つばさの家」開設 ○知的障害者グループホーム「海老沢寮」開設 ○知的障害者グループホーム「八潮寮」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者地域生活支援緊急3か年プラン (03~05) 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援費制度導入 ○「障害者基本計画」(平成 15~24 年度) および「重点施策実施5か年計画」(平成 15~19 年度)
2004 (平 16)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行型知的障害者入所更生施設開設「かがやき園」(ショートステイ2床、デイサービスセンター併設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都特別支援教育推進計画 (04~13) 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案) ○発達障害者支援法成立 ○精神保健医療福祉の改革ビジョン
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者地域生活支援センター「たいむ」開設 ○障害児タイムケア事業「にじのひろば荏原」開始 ○(社福)福栄会、「かもめ工房」運営開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法成立
2006 (平 18)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者グループホーム「旗の台朝やけ」開設 ○知的障害者グループホーム「ミドリホーム品川」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン (06~08) ○福祉・健康都市東京ビジョン ○都心身障害者福祉センターにおける高次脳機能障害支援普及事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法 施行 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 施行
2007 (平 19)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童デイサービス「コンパス」開設 ○児童デイサービス「ちびっこタイム品川」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都障害者計画(07~11)・東京都障害福祉計画(07・08)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「重点施策実施5か年計画」(平成 20~24 年度) ○「障害者権利条約」署名 ○障害者基本法の一部改正施行(市町村障害者計画の義務化)(4月)
2008 (平 20)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者生活支援センター移転(区立心身障害者福祉会館) ○「子ども発達相談室」開設(品川児童学園) ○知的・精神障害者地域生活サポート24事業開始 ○発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都保健医療計画」策定 ○東京都障害者就労支援協議会「首都TOKYO○障害者就労支援行動宣言」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 ○改正身体障害者補助犬法施行(事業所等における使用義務化)(10月)
2009 (平 21)	<ul style="list-style-type: none"> ○区内障害者施設新体系サービスへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都ふくしのまちづくり推進計画」策定 ○「東京都高齢者保健福祉計画」策定 ○「東京都障害者計画・第2期障害福祉計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○連立政権合意「障害者自立支援法」廃止の方向へ(9月)
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者グループホーム「グループホーム森前」開設 ○かもめ第二・第三工房新体系サービス(就労継続B)移行 ○知的障害者ふれんどりー事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都障害者支援施設等に関する条例施行(都立障害者施設(一部除く)新体系移行) ○次世代育成支援「東京都行動計画(後期)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布・一部施行(法律の趣旨等)
2011 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> ○高次脳機能障害者専門相談員配置(心身障害者福祉会館) ○「福祉工場しながわ」、就労継続支援A型へ移行 ○知的障害者グループホーム「鮫洲なぎさの家」開設 ○精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」開始 ○日中一時支援事業「にじのひろば八潮」開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等の法律(障害者虐待防止法)成立(6月) ○障害者基本法の一部改正 ○障害者自立支援法の一部改正(GH/CHの一部助成、図重度視覚障害者の移動支援の個別給付化→同行援護)(10月)

期	品川区	東京都	国
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「逢（あえる）」開設（心身障害者福祉会館） ○「しながわ見守りホットライン」の設置 ○重症心身障害者通所事業「ピッコロ」開設 ○第1回障害者作品展開催 ○（社福）げんき、就労移行支援事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都障害者計画・第3期障害福祉計画」策定 ○東京都障害者権利擁護センター開設（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法・児童福祉法一部改正施行（相談支援の充実、障害児支援の強化等） ○地域社会における共生の実現にむけて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立（障害者自立支援法の名称・基本理念改正、障害者支援区分の創設等→障害者総合支援法） ○障害者虐待防止法施行（10月）
2013 (平 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○「品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定 ○「福栄会障害者相談支援センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」策定（7月） ○2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の一部施行（障害者の範囲に難病追加等） ○障害者優先調達推進法施行（4月） ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）成立
2014 (平 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援施設「ぶらーす」開設（就労継続支援A型「エヴリィ」、就労継続支援B型「ガーデン」、発達障害者成人期支援事業「リクト」、発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」） ○知的障害者グループホーム「上大崎つばさの家」開設 ○品川区役所内「ふれあいショップ」オープン ○（社福）「南品川むつみ園」開設 		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の一部施行（障害者支援区分への改定、GH／CHの一元化、重度訪問介護の対象拡大）

2. 品川区の障害者向け施設・サービスの現状

○品川区の主な障害者支援施設一覧

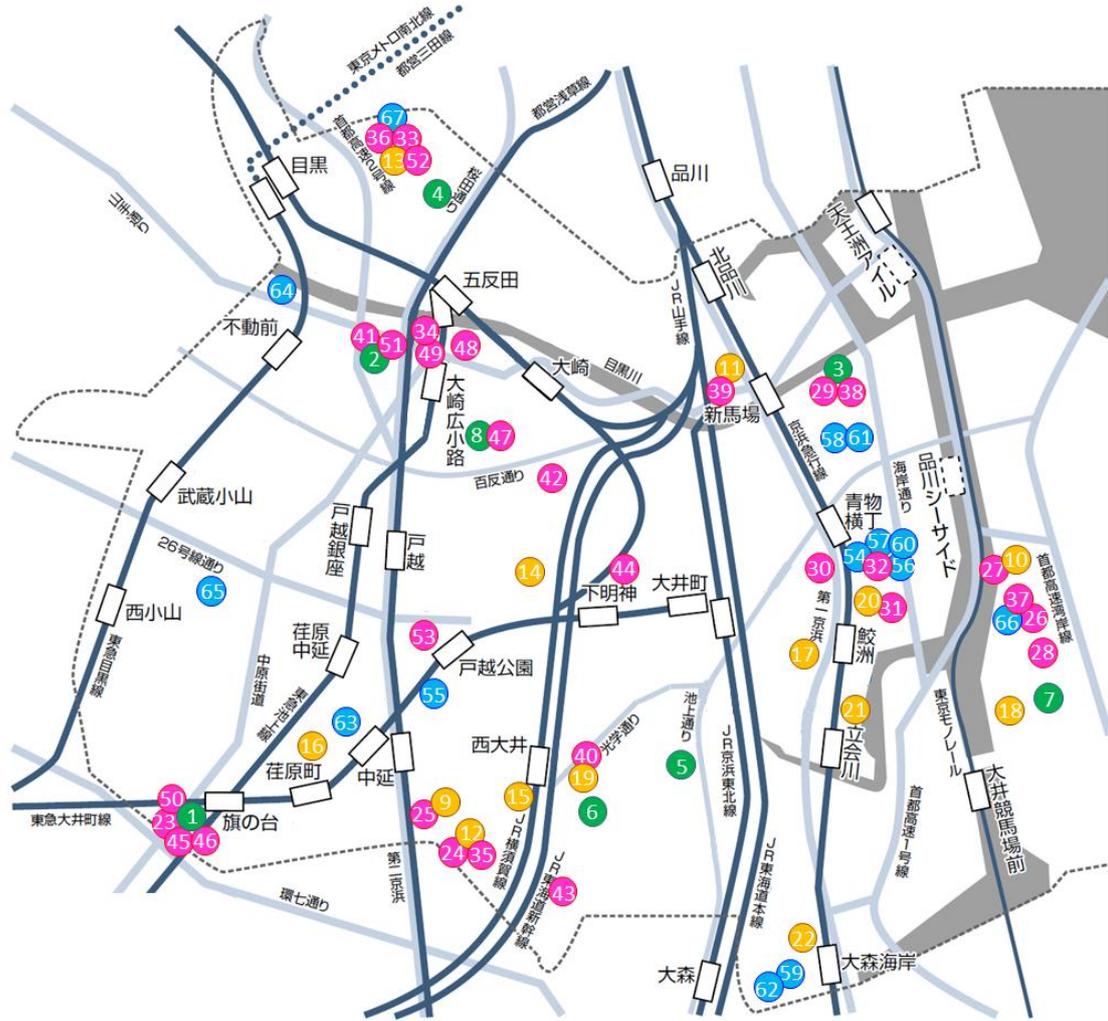
平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
相談支援	指定特定相談支援事業所	7	①区立障害者生活支援センター (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H14. 9
			②精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17. 10
			③福栄会障害者相談支援センター	東品川 3-1-8	—	H25. 4
			④(株)ハート・トータルサービス	東五反田 4-8-7	—	H25. 6
			⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井 3-17-8	—	H26. 5
			⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井 2-4-14	—	H26. 6
			⑦相談支援事業所パルレ	八潮 5-9-11	—	H27. 1
	障害者就労支援センター	1	⑧障害者就労支援センター 「げんき品川」	大崎 4-11-12	—	H15. 4
居住の場の確保	施設入所支援 (短期入所)	2 (130) (短 8)	⑨区立かがやき園	西大井 6-2-14	30 (短 3)	H16. 5
			⑩(社福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100 (短 5)	S58. 4
	共同生活援助	12 (72)	⑪区立北品川つばさの家	北品川 3-7-21	12	H3. 10
			⑫区立西大井つばさの家	西大井 5-7-24	7	H6. 4
			⑬区立上大崎つばさの家	上大崎 1-20-12	5	H26. 4
			⑭渡辺寮	豊町 2-11-17	4	S53. 4
			⑮わいわいてい	西大井 6-9-3	5	H14. 11
			⑯旗の台つばさの家	旗の台 3-5-11	6	H15. 7
			⑰海老沢寮	東大井 4-8-11	4	H15. 7
			⑱八潮寮	八潮 5-6-33-403	4	H15. 7
			⑲グループホーム森前	西大井 1-8-7	6	H22. 3
			⑳鮫洲なぎさの家	東大井 1-3-10	6	H23. 4
			㉑ミドリホーム品川	東大井 2-19-3	7	H18. 5
㉒かもめハウス	南大井 3-20-14	6	H11. 10			
日中活動の場の確保	生活介護	8 (300)	㉓区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	50	S52. 7
			㉔区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	25	H6. 4
			㉕区立かがやき園	西大井 6-2-14	30	H16. 5
			㉖区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	八潮 5-3-8	5	H24. 6
			㉗(社福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100	S58. 4
			㉘(社福)品川総合福祉センター サンかもめ	八潮 5-10-27	30	H14. 4
			㉙(社福)福栄会 第一しいのき学園	東品川 3-1-8	40	H2. 5
			㉚(社福)福栄会 南品川むつみ園	南品川 5-16-25	20	H26. 4
	就労継続支援 A 型	4 (60)	㉛(社福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ	東大井 1-3-10	40	H10. 4
			㉜(社福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ 出張所	南品川 3-7-7		H10. 4
㉝区立エヴリィ (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)			上大崎 1-20-12	10	H26. 4	

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
日中活動の場の確保	就労継続支援B型	10 (260)	㉔ マザーアース五反田	西五反田 1-25-1	10	H26. 10
			㉕ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	15	H6. 4
			㉖ 区立ガーデン (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	10	H26. 4
			㉗ (社福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-3-8	40	H21. 4
			㉘ (社福)福栄会 第二しいのき学園	東品川 3-1-8	60	H2. 5
			㉙ (社福)福栄会 かもめ第一工房	北品川 3-7-21	25	S62. 4
			㉚ (社福)福栄会 かもめ第二工房	西大井 1-8-7	20	H2. 4
			㉛ (社福)福栄会 かもめ第三工房	西五反田 2-24-2	20	H6. 4
			㉜ トット文化館	西品川 2-2-16	20	S62. 4
			㉝ (社福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西大井	西大井 4-9-9	30	27. 4
	㉞ (社福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西品川	西品川 1-28-3	20	27. 4		
	自立訓練 (機能)	1 (6)	㉟ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52. 7
	自立訓練 (生活)	1 (6)	㊱ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52. 7
	就労移行支援	3 (50)	㊲ (社福)げんき	大崎 4-11-12	20	H24. 4
㊳ ジョブサ品川区			西五反田 1-13-7	20	H26. 5	
㊴ マザーアース五反田			西五反田 1-25-1	10	H26. 10	
地域活動支援センター	2	㊵ 区立地域活動支援センター 「逢 (あえる)」 (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H24. 4	
		㊶ 精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17. 10	
居場所・交流の場の提供等	2	㊷ 発達障害者成人期支援事業「リクト」 (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H26. 4	
		㊸ 精神障害者交流スペース「憩いの場」	戸越 5-11-1	—	H19. 4	
障害児支援	子ども発達相談室	2	㊹ 区立品川児童学園 (児童発達支援センター)	南品川 3-7-7	—	H20. 4
			㊺ 区立品川児童学園 戸越ルーム (児童発達支援センター)	戸越 6-16-14	—	H26. 7
	児童発達支援	4 (49)	㊻ 区立品川児童学園 (児童発達支援センター)	南品川 3-7-7	20	S33. 4
			㊼ 区立品川児童学園 (コンパス)	南品川 3-7-7	10	H19. 7
			㊽ ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	9	H19. 6
			㊾ めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24. 8
	放課後等デイサービス	5 (50)	㊿ 区立品川児童学園 (コンパス)	南品川 3-7-7	10	H19. 7
			㊽ ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	10	H19. 6
			㊾ めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24. 8
			㊿ このこのリーフ中延	中延 3-13-19	10	H26. 12
			㊽ アプリ児童デイサービス	西五反田 3-13-14	10	H27. 3
	日中一時支援事業	2 (25)	㊿ にじのひろば荏原	荏原 4-12-20	10	H17. 9
			㊽ にじのひろば八潮	八潮 5-3-8	15	H23. 7
自立支援等	1	㊿ 発達障害・思春期サポート事業 「ら・るーと」 (発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H20. 4	

○品川区の主な障害者支援施設所在地

平成 27 年 4 月 1 日現在



相談支援			障害児支援	
【指定特定相談支援事業所】	①区立障害者生活支援センター	⑬八潮寮	【子ども発達相談室】	
	②精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	⑭グループホーム森前		⑤⑥区立品川児童学園
	③福栄会障害者相談支援センター	⑮⑯ミドリホーム品川	⑦戸越ルーム	
	④㈱ハート・トータルサービス	⑰かもめハウス	【児童発達支援】	
	⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	日中活動の場の確保		
	⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	【生活介護】		⑧区立品川児童学園
	⑦相談支援事業所パルレ		⑨コンパス	
【障害者就労支援センター】	⑧げんき品川	⑲区立心身障害者福祉会館	⑩ちびっこタイム品川	
	居住の場の確保		⑪めるへんキッズ南大井園	
【施設入所支援(短期入所)】	⑨区立かがやき園	⑳区立西大井福祉園	【放課後等デイサービス】	
	⑩かもめ園	㉑区立かがやき園		⑫コンパス
【共同生活援助】	⑪区立北品川つばさの家	㉒区立ピッコロ	⑬ちびっこタイム品川	
	⑫区立西大井つばさの家	㉓かもめ園	⑭めるへんキッズ南大井園	
	⑬区立上大崎つばさの家	㉔サンかもめ	⑮このこのリーフ中延	
	⑭渡辺寮	㉕第一しいのき学園	⑯アプリ児童デイサービス	
	⑮わいわいてい	㉖南品川むつみ園	【日中一時支援事業】	
	⑯旗の台つばさの家	【就労継続支援A型】		⑰にじのひろば荏原
	⑰海老沢寮			⑱福祉工場しながわ
	⑲福祉工場しながわ出張所	⑳区立地域活動支援センター「逢」	【自立支援等】	
	㉑区立エヴリィ	㉑精神障害者地域生活支援センター「たいむ」		⑲ら・るーと
	㉒マザーアース五反田	㉒区立心身障害者福祉会館		
	【就労継続支援B型】	㉓区立心身障害者福祉会館		
		㉔区立西大井福祉園	【自立訓練(機能)】	
	㉕区立ガーデン	㉔区立心身障害者福祉会館	㉕区立心身障害者福祉会館	
	㉖さつき	㉕かもめ園	【自立訓練(生活)】	
		㉖第一しいのき学園	㉖区立心身障害者福祉会館	
		㉗南品川むつみ園	【就労移行支援】	
			㉗(社福)げんき	
			㉘ジョブサ品川区	
			㉙マザーアース五反田	
			【地域活動支援センター】	
			㉚区立地域活動支援センター「逢」	
			㉛精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	
			【居場所・交流の場の提供等】	
			㉜発達障害者成人期支援事業「リクト」	
			㉝精神障害者交流スペース「憩いの場」	

○品川区の主な地域生活への支援事業一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

事業名	内容	開始
知的障害者地域生活サポート 24 事業	単身生活の知的障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。	H20. 4
精神障害者地域生活サポート 24 事業	単身生活の精神障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。	H20. 4
精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」	精神障害者が地域で暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理、社会参加や通院等の支援を行います。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問も行います。	H23. 4

3. 策定体制

品川区障害者計画および障害福祉計画の策定にあたり、学識経験者、障害者団体代表、医療・福祉等に従事する事業者代表、区民代表等の委員で構成される「品川区障害者計画策定委員会」を設置し、計画の理念や障害福祉施策の方向性、計画に盛り込む内容等について、協議・検討しました。また、庁内連絡会を設置し、計画推進のための具体的施策・事業等について、協議・検討しました。

(1) 品川区障害者計画策定委員会設置要綱

制定 平成 26 年 3 月 10 日 区長決定
要綱第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区障害者計画策定委員会の設置、組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者施策の総合的かつ計画的な推進のため品川区長期基本計画のもと、障害者基本法に位置づけられた「障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定するため、品川区障害者計画策定委員会（以下、「策定委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること
- (3) その他、計画の策定に必要な事項

(組織)

第 4 条 策定委員会は、25 人以内の委員をもって組織し、次の号に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体または機関からの推薦を受けた者を含む）のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 品川区障害者 7 団体
- (3) 荏原医師会
- (4) 東京都品川歯科医師会
- (5) 社会福祉法人 代表
- (6) 品川区社会福祉協議会事務局長
- (7) 品川区民生委員協議会会長
- (8) 障害者の権利擁護に関わる弁護士
- (9) 区民代表（公募委員）
- (10) 区の関係事業部
- (11) 前各号に掲げるものの他、区長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

(委員長)

第6条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は区長が任命し、副委員長には副区長、ならびに学識経験者を以てあてる。
3. 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3. 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉事業部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(2) 品川区障害者計画策定委員会

① 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職等
◎小笠原 祐次	(元)日本女子大学教授
○大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
○山田 恵美子	品川区副区長
中村 兼一	一般社団法人 荏原医師会 会長
東川 輝子	公益社団法人 東京都品川歯科医師会
島崎 妙子	品川区障害者7団体協議会会長、品川区重症心身障害児(者)を守る会会長
大上 好江	品川区知的障害者育成会会長
木下 徹	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 事務局長
鷹倉 俊和	社会福祉法人 品川総合福祉センター 常務理事
宮地 恵美子	社会福祉法人 福栄会 常務理事
石川 政則	品川区民生委員協議会会長
紙子 達子	弁護士
権 敏鉉	区民代表(公募委員、株式会社ユニオンビルディング 監査役、身体障害(頸椎損傷C6)1種1級)
本田 咲太郎	区民代表(公募委員、知的障害者移動支援事業支援員)
梅原 隆	区民代表(公募委員、(元)参議院事務局職員)
桑村 正敏	企画部長
中山 武志	総務部長
金子 正博	子ども未来事業部長
榎本 圭介	健康福祉事業部長
矢野 久子	品川区保健所長
藤田 修一	都市環境事業部長
田村 信二	教育委員会教育次長

※◎：委員長、○：副委員長。所属・役職等は平成26年4月現在。

② 事務局

氏名	所属・役職
中山 文子	障害者福祉課長
佐々木 浩一	障害者福祉課障害者福祉係長
矢鋪 一樹	障害者福祉課福祉改革担当
宮木 廉	障害者福祉課障害者相談係長
水谷 孝之	障害者福祉課知的・精神障害者福祉担当
三枝 世理子	障害者福祉課療育支援担当
高森 裕子	株式会社 三菱総合研究所 主任研究員

※所属・役職は平成26年4月現在。

(3) 品川区障害者計画庁内連絡会

委員名簿

氏名	所属・役職	
◎榎本 圭介	健康福祉事業部	健康福祉事業部長
○中山 文子		障害者福祉課長
柏原 敦	企画部	行財政改革担当課長
提坂 義文	総務部	人権啓発課長
安藤 正純	地域振興事業部	文化スポーツ振興課長
山崎 修二		ものづくり・経営支援課長
福島 進	子ども未来事業部	青少年育成課長
伊崎 みゆき		子育て支援課長
竹田 昌弘		保育課長
永尾 文子	健康福祉事業部	高齢者福祉課長
大串 史和		福祉計画課長
伊東 義明		生活福祉課長
川島 淳成		健康課長
太田 留奈	品川区保健所	品川保健センター長
島袋 裕子		大井保健センター長
大石 修		荏原保健センター長
中村 敏明	都市環境事業部	都市計画課長
鈴木 誠	防災まちづくり事業部	防災課長
渋谷 正宏	教育委員会事務局	指導課長
中元 康子		品川図書館長

※◎：委員長、○：副委員長。所属・役職は平成26年4月現在。

4. 策定経過

(1) 品川区障害者計画策定委員会検討経過

年月日	内容
平成 26 年 4 月 25 日	1. 品川区障害者計画策定について 2. 基礎調査結果の報告について 3. その他
平成 26 年 8 月 1 日	1. 品川区障害者計画について （1）前回計画の進捗状況 （2）長期基本計画との関係性 （3）「品川区障害者計画施策体系案」の審議 2. 品川区障害福祉計画について （1）国の基本指針 （2）品川区の過去の実績と目標値の考え方 3. その他
平成 26 年 9 月 9 日	1. 品川区障害者計画素案について 2. 品川区障害福祉計画素案について 3. その他
平成 26 年 10 月 3 日	1. 品川児童学園の改築について 2. 品川区障害者計画素案（修正）について 3. 品川区障害福祉計画素案（修正）について 4. その他
平成 27 年 2 月 3 日	1. 品川区障害者計画・障害福祉計画（素案）パブリックコメントについて 2. 品川区障害者計画・障害福祉計画修正案について 3. その他

(2) 品川区障害者計画庁内連絡会検討経過

年月日	内容
平成 26 年 8 月 5 日	1. 品川区障害者計画について 2. 庁内連絡会設置の趣旨 3. 関係各課への障害者支援に関する調査について 4. 意見交換 5. その他

(3) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定のための意見交換会

年月日	内容
平成 26 年 9 月 22 日	1. 品川区障害者計画・障害福祉計画素案について 2. 意見交換

※参加対象者：障害者相談員、障害のある区民の方、関係事業者
参加人数：20人

(4) パブリックコメントの実施

① 意見募集期間 平成26年12月1日(月)～19日(金)

② 提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	4	24
電子メール	12	36
F A X	2	2
郵便	1	3
合 計	19	65

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

③ ご意見いただいた方の資格要件別提出人数

資格要件	提出人数
区内に住所を有する方	16
区内に事務所又は事業所を有する個人の方および法人その他の団体	3
区内に存する事務所又は事業所に勤務する方	2
区内に存する学校に在学する方	0
区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有する方	0
その他パブリックコメント手続きに係わる事案に利害関係を有する方	0
合 計	21

※同一人で複数の資格要件を満たす方がおられるため、②と③の提出人数は一致しません。

④ 項目ごとの意見数

対象項目		意見数	
障害者計画・障害福祉計画	全体	1	
障害者計画	全体	4	
	【基本方針1】 障害者のライフステージ を通しての総合的・継続 的な支援	1.相談支援体制の充実	5
		2.地域生活支援体制の整備	13
		3.子どもの成長を支える療育と 家族支援体制の充実	13
		4.安心・安全な生活基盤の確保	2
		5.人材育成	5
	【基本方針2】 障害者の主体性の尊重	6.豊かな日常生活を送るための サービスの充実	2
		7.就労機会の拡充、 就労支援体制の充実	3
	【基本方針3】 共に生きる、共に暮らす 地域社会の実現	8.権利擁護体制の構築	1
9.障害者理解と共感の やさしいまちづくり		5	
障害福祉計画		0	
該当なし		13	
合 計		67	

※同一意見が複数の項目に跨る場合があるため、②と④の意見数は一致しません。

5. 障害福祉計画策定のための基礎調査結果（概要）

(1) 調査対象者

調査の種類	調査の対象
①在宅の方を対象とした調査	品川区区内にお住まいの在宅の18歳以上の方で、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方および障害福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）を利用している方
②施設に入所している方 を対象とした調査	品川区に住所があり、障害者入所施設に入所している方
③18歳未満の方と保護者 の方を対象とした調査	品川区区内にお住まいの18歳未満の方で、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方および障害福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）を利用している方
④発達障害の方を対象と した調査	品川区区内にお住まいの発達障害者の方で、区のサービスを利用している方
⑤高次脳機能障害の方を 対象とした調査	品川区区内にお住まいの方で、高次脳機能障害者家族会の方や、相談事業を利用している方

(2) 調査期間

①～③は平成25年8月9日から8月26日まで、④・⑤は平成25年8月16日から9月9日までの期間に実施したものです。

(3) 配布・回収状況

配布・回収状況	配布数	回収数	白票無効票	有効回収数	有効回収率
①在宅の方	4,555	2,551	1	2,550	56.0%
②施設に入所している方	152	114	1	113	74.3%
③18歳未満の方と保護者の方	412	233	0	233	56.6%
④発達障害の方	160	59	0	59	36.9%
⑤高次脳機能障害の方	20	6	0	6	30.0%
全体	5,299	2,963	2	2,961	55.9%

(4) 調査結果の概要

① 在宅の方を対象とした調査

●ご本人について

- ・医療機関の受診状況 ～「定期的に通院」が多い

「定期的に通院している」と答えた方が多く、身体障害でも約 7 割、知的障害でも 6 割弱といずれの障害でも通院している方が過半数を占めています。障害者の地域生活を支えるには医療の充実も必要であると考えられます。

●日常生活について

- ・介助や支援を受けている内容 ～知的障害で「お金の管理」、「手続き」が多い

身体障害と精神障害では「調理・掃除・洗濯等の家事」が最も多くなっています。知的障害では「お金の管理」が最も多く、次いで「区役所や事業者などの手続き」の順になっています。介助者の高齢化に伴い、知的障害の方の権利擁護や在宅におけるサービス利用支援がより必要になってくると考えられます。

●相談や福祉の情報について

- ・日常生活で困っていること ～「将来に不安」は特に精神障害で多い

知的障害と精神障害では「将来に不安を感じている」が最も多く、特に精神障害で多くなっています。精神障害の方は生活上の不安と精神疾患の症状により二重の不安を抱えているものと考えられます。身体障害では「健康状態に不安がある」が最も多くなっています。

- ・困ったとき相談している相手 ～相談窓口を利用している人は少ない

三障害とも「家族や親族」が最も多く、次いで身体障害では「友人・知人」、知的障害では「施設（通所・入所）の職員」、精神障害では「医療機関（医師・看護師・ソーシャルワーカー）」が多くなっています。各種の相談窓口は区の障害者福祉課を除いていずれも 1 割未満となっており、気軽に相談できるように相談窓口の周知を図る必要があると考えられます。

- ・福祉に関する情報源 ～精神障害で「特にない」が比較的多い

身体障害と知的障害では「広報しながわ」が最も多く、身体障害では次いで「テレビ・ラジオ」、知的障害では「障害者の会や家族の会」の順になっています。精神障害では「医療機関」、「インターネット」が多くなっていますが、「特にない」が比較的多くなっており、必要な情報が適切に届くような工夫が必要であると考えられます。

●日中活動や仕事について

- ・就労状況 ～正職員として働いている方は 1～2 割

正職員として働いている方は、身体障害、知的障害では約 1 割、精神障害では 2 割弱となっています。知的障害では「福祉的就労をしている（作業所など）」が多くなっています。

年齢別にみると、身体障害者の正職員の割合が高くなっていますが、これは内部障害等、一定の補装具や日常生活用具の支援により、通常の仕事が可能になっていることが想定されます。その一方、稼働年齢で、以前は働いていたが今は働いていないと答える方の背景には、中途障害者の社会復帰の困難さが伺えるところでもあり、中途障害者への就労支援の仕組みを強化する必要があると考えられます。

・ **仕事をする上で困っていること ～給与・賃金の向上が大きな課題**

三障害とも「収入が少ない」が最も多くなっており、特に精神障害で多くなっています。給与・工賃の向上が大きな課題であると考えられます。次いで身体障害では「体力的につらい」、知的障害では「職場の人間関係」、精神障害では「精神的につらい」が多くなっています。

・ **障害者が働くために必要なこと ～精神障害では「柔軟な勤務体系」が多い**

身体障害と知的障害では「自分に合った仕事を見つける支援」が最も多くなっており、障害の状態に応じた就労支援をより丁寧にする必要があると考えられます。精神障害では「障害に応じた柔軟な勤務体系」が最も多くなっています。状態の変動が大きく長時間の労働が難しい精神障害の方では、短時間勤務などの柔軟な勤務を選択できることが必要であると考えられます。

● **外出や障害理解について**

・ **外出に関して困っていること ～街のバリアフリー化と外出支援が必要**

身体障害では「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」、知的障害では「外出するのに支援が必要である」、精神障害では「疲れたときの休憩場所」が多くなっています。身体障害の方には街のバリアフリー化が、知的障害の方には外出支援が必要であると考えられます。

・ **障害理解を進めるために必要なこと ～障害者の一般就労が重要**

三障害とも「障害者の一般就労の促進」が最も多くなっています。障害理解を進めるためには、障害者が就労を通じて社会参加することが重要であるという結果になっています。また、地域で共に学び、共に暮らすことを希望される意見も多く、子どもの頃から地域で共に育つ環境や、交流の機会を増やしていく必要があると考えられます。

● **福祉サービスについて**

・ **訪問系サービスの利用意向 ～短期入所（ショートステイ）の需要が大**

身体障害と知的障害では「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。精神障害では「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多くなっています。

・ **日中活動系サービスの利用意向 ～精神障害で就労支援の需要が大**

身体障害では「療養介護」が、知的障害では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が、精神障害では「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・雇用型）」が多くなっています。精神障害で就労支援の需要が大きいことがわかります。

- ・居住系サービスの利用意向 ～いずれのサービスも知的障害で需要が大

三障害とも「施設入所支援」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。知的障害では「共同生活援助」も多く、生活支援を受けながら地域で安心して暮らせる場の需要が大きいことがわかります。

- ・サービス利用に関して困っていること ～サービス情報の周知が必要

三障害とも「サービスに関する情報が少ない」が最も多くなっています。必要な方が必要なサービスを利用できるように、サービスに関する周知をより充実していくことが必要であると考えられます。

●災害対策について

- ・災害が発生したときに困ること ～医薬品の備蓄や災害時要援護者の支援を

身体障害と精神障害では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が最も多く、特に精神障害で多くなっています。知的障害では「一人では避難できない」が最も多くなっています。薬や医薬品の備蓄体制の整備や、災害時の援護体制を具体的に示していく必要があると考えられます。

●将来について

- ・今後の生活の希望 ～地域で生活したい方が半数以上

「地域で独立して生活したい」という回答は、身体障害では2割あまり、知的障害では1割弱、精神障害では4割弱となっています。「親や親族のもとで生活したい」、「グループホームなどに入居したい」という方と合わせると、半数以上の方が地域で暮らしたいと回答しており、施設に入所したいという方（約1割）を大きく上回っています。

- ・障害者の地域生活のために必要だと思う施策 ～「障害理解の促進」が最も多い

三障害とも「障害に対する理解の促進」が最も多くなっており、様々な施策の中でも障害理解が最も必要とされているという結果となっています。

② 施設に入所している方を対象とした調査

●ご本人について

- ・年齢 ～入所者の高齢化が進行

身体障害では「50～59歳」が、知的障害では「40～49歳」が最も多くなっていますが、65歳以上の方も身体障害では3割弱、知的障害では2割弱おり、高齢化の進行が見られます。

●施設入所について

- ・入所年数 ～入所期間は長期化の傾向

身体障害では「20年以上」が、知的障害では「5年以上～10年未満」が最も多くなっています。身体障害では約4割、知的障害でも約3割が「20年以上」と回答して

おり、入所期間にも長期化の傾向が見られます。

・施設に入所することに決めた理由 ～「家族による介助が困難」が多い

身体障害、知的障害ともに「家族による介助が難しくなったため」、「常時介助が必要なため」が多くなっています。介助者が高齢化した後も地域生活を継続するためには、在宅サービスや権利擁護の充実が必要であると考えられます。

●施設での生活について

・施設生活で困っていること ～「身の回りのこと」、「健康状態」に次ぎ「外出」も

身体障害、知的障害ともに「身の回りのことが自分では十分にできない」、「健康状態に不安がある」が多くなっていますが、次いで「外出の機会が少ない」が多くなっています。施設入所者にもより多くの外出機会を提供できるような支援が必要であると考えられます。

・施設に対する要望 ～「外出機会の増加」が多い

身体障害では「外出機会の増加」、知的障害では「健康への配慮」が最も多くなっています。「外出機会の増加」は知的障害でも多くなっており、施設での生活を豊かにしていくためには、外出の機会や地域とのつながりを広げていく必要があると考えられます。

●今後の暮らし方について

・将来の暮らし方の希望 ～地域で暮らしたいという回答は2割弱

身体障害、知的障害ともに「施設に入所したまま暮らしたい」が最も多くなっています。地域で暮らしたいという回答は、身体障害では1割あまり、知的障害では2割弱となっています。

・地域で暮らすために必要な支援や環境 ～地域生活を支える「人」が不可欠

身体障害では「障害者向け住宅やグループホームなどの整備」、「困ったときに相談できる人がいること」が、知的障害では「介助者がいること」が最も多くなっています。住宅やグループホームなどハード面の整備も重要ですが、相談者や介助者など地域生活を支える「人」が不可欠であると考えられます。

●相談や福祉の情報について

・困ったときに相談する相手 ～「施設の職員」、「家族や親族」が多い

身体障害、知的障害ともに、「施設（入所・通所）の職員」、「家族や親族」が多くなっています。区の障害者福祉課を除いて、相談窓口の利用はいずれも1割未満となっています。

③ 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査

●障害と健康について

・障害に気づいた時期 ～知的障害では「1歳」、「2歳」も比較的多い

身体障害、知的障害ともに、「生まれたとき」が最も多くなっていますが、知的障害では「1歳」、「2歳」も比較的多くなっており、発達の遅れの気づきに対する低年齢化が伺えます。

● **医療機関の受診状況** ～「定期的に通院している」が多い

身体障害、知的障害とも「定期的に通院している」が多くなっています。障害児の発達成長を支えるには、医療機関とのつながり、障害に応じた主治医の存在が大きいことが伺えます。

● **介助や支援を受けている内容** ～知的障害で外出支援に対する需要が大きい

身体障害では「食事の介助や着替え、入浴介助等の身の回りのこと」が、知的障害では「外出」が最も多くなっています。知的障害の方で外出支援に対する需要が大きいものと考えられます。

● **介助者が不安に思うこと** ～「何かあった時に介助を頼める」支援が必要

身体障害、知的障害とも「何かあった時に介助を頼める人がいない」が最も多くなっており、日頃の介助については、身体障害では「身体的な負担が大きい」、知的障害では「精神的な負担が大きい」も多くなっています。主な介助者が母親になっていることから、日頃の負担感の強さが伺えます。緊急時だけでなく、用事の際に家族に代わって介助を行う支援が必要であると考えられます。

● **相談や福祉の情報について**

● **日常生活で困っていること** ～「将来への不安」、「災害時」、「緊急時」が多い

身体障害、知的障害とも「将来に不安を感じている」が最も多くなっていますが、「災害時の避難に不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」も多くなっています。将来への不安を解消するために進路の確保や地域生活への支援が必要であるとともに、災害時、緊急時への対応も重要であると考えられます。

● **困ったときに相談する相手** ～「家族や親族」、「友人・知人」、「教職員」が多い

身体障害、知的障害とも「家族や親族」が最も多くなっていますが、身体障害では「友人・知人」、知的障害では「学校・幼稚園・保育所の教職員」も多くなっています。

● **福祉に関する情報源** ～「インターネット」の利用が多い

身体障害では「インターネット」、知的障害では「学校・幼稚園・保育所の教職員」が最も多くなっています。18歳以上の障害者と比較して、インターネットの利用が多くなっており、情報提供の際に有効に活用することが必要であると考えられます。

● **教育・保育について**

● **通園生活等で困っていること（小学校入学前）** ～「将来」、「進路」が多い

身体障害、知的障害とも「子どもの将来について」、「今後の進路について」が多くなっています。進路や将来に関する相談支援の充実が必要であると考えられます。

● **通学生活等で困っていること（学校在学中）** ～「将来」、「進路」が多い

身体障害、知的障害とも「子どもの将来について」、「今後の進路について」が多くなっています。進路に関する相談支援の充実や学校卒業後の就労・通所先の適切な確保が必要であると考えられます。

- ・放課後や長期休業中の過ごし方の希望

「地域の同世代の子どもたちと遊ばせたい」が多く、障害特性に応じた療育や教育を望む一方で、子どもの成長には地域で暮らす子どもとしての交流が必要であると感じていることが伺えます。

- ・高等学校卒業後の進路希望 ～「企業等へ就職（一般就労）」が最も多い

身体障害、知的障害とも（本人・保護者とも）「企業等へ就職する（一般就労）」が最も多くなっています。障害があっても、将来自立できるようになりたいという意向の表れと考えられます。特別支援教育の中でも就労を目指す教育に力を入れた特別支援学校ができてきていることなどから、学校教育の中でも、成長段階に応じて将来の見通しをもった支援の仕組みは強化されつつありますが、就労支援等、福祉サービス分野との早くからの連携体制をとることが必要であると考えられます。

- ・児童福祉サービスの利用意向 ～「放課後等デイサービス」が最も多い

身体障害、知的障害とも「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。放課後支援のより一層の充実が必要であると考えられます。

●障害理解について

- ・障害理解を進めるために必要なこと ～「一般就労の促進」が多い

身体障害では「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」が、知的障害では「障害者の一般就労の促進」が最も多くなっています。全体では「一般就労の促進」が多くなっており、障害理解を進めるためには、大人の調査結果と同様に、障害者が就労を通じて社会参加することが重要であるという結果となっています。

●福祉サービスについて

- ・訪問系サービスの利用意向 ～短期入所（ショートステイ）の需要が大

身体障害、知的障害とも「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、特に知的障害で多くなっています。

- ・サービス利用に関して困っていること ～サービス情報の周知が必要

身体障害、知的障害とも「サービスに関する情報が少ない」が最も多くなっています。必要な方が必要なサービスを利用できるように、サービスに関する周知をより推進していくことが必要であると考えられます。

●災害対策について

- ・災害が発生したときに困ること ～「一人では避難できない」、「避難所での支援」が多い

身体障害、知的障害とも「一人では避難できない」が最も多く、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」も多くなっています。家族がそばにいないときにも、適切な支援を受けて避難できるようにするとともに、避難所での支援の確保も必要であると考えられます。

●区の施策について

- ・障害者の地域生活のために重要だと思う施策 ～「教育・育成」、「雇用・就労支援」が多い

身体障害では「教育・育成の充実」が、知的障害では「雇用・就労支援の充実」が最も多くなっています。現在受けている教育・育成の充実が重要であるとともに、将来を見据えた雇用・就労支援の充実も必要であると考えられます。

以下、発達障害の方と高次脳機能障害の方への調査については、配布対象も限られており、回答数の絶対量も少ないことから、傾向をまとめる形で概要を記載します。

④ 発達障害の方を対象とした調査

発達に関する問題に気付いた年齢は、2～3歳と答える方が多く、早い段階からの気づきがあることが伺えます。主な相談窓口は、品川児童学園「子ども発達相談室」となっていますが、気づきの年齢の低年齢化に対応すべく、迅速な相談へのつなぎと、児童を育てる保護者の心情に配慮した丁寧な対応が必要になると考えられます。発達障害の特性である、対人関係やコミュニケーションの問題が、学校での困りごととして表れていること、また障害の特性への理解を求める声が多くあることから、見えにくい障害とされる発達障害への正しい理解の促進と、成長段階を通して、障害特性に配慮した、適切な対応がより重要になってくることが考えられる結果となりました。

・発達に関する問題に気づいた時期 ～「2歳」が最も多い

「2歳」が最も多く、次いで「3歳」、「1歳」の順になっています。これらの年齢の子どもに対する配慮と気づきが特に必要であると考えられます。

・困ったときの相談相手 ～相談窓口では「品川児童学園『子ども発達相談室』」が多い

「家族や親族」が最も多く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」、「友人・知人」が多くなっています。相談窓口としては「品川児童学園『子ども発達相談室』」が多くなっています。

・発達や療育について困っていること ～「保育・療育・教育」、「発達」、「進路」が多い

「保育・療育・教育に関すること」、「発達の遅れや症状に関すること」、「進路・就職・将来の生活に関すること」が多くなっています。

・学校生活等で困っていること ～「対人関係・集団生活」が最も多い

「対人関係・集団生活に関すること」が最も多く、次いで「障害理解に関すること」が多くなっています。

・利用しているサービス ～「品川児童学園（コンパス）」が特に多い

「品川児童学園（コンパス）」が特に多くなっています。

・利用したいサービス ～「療育・教育」が最も多い

「療育・教育」が最も多く、次いで「経済的な支援」、「就労支援」が多くなっています。

⑤ 高次脳機能障害の方を対象とした調査

高次脳機能障害は、記憶障害などの症状に、本人も戸惑い、日常生活での困り感や不安を抱えている状況が伺えます。社会復帰ができるかという不安等、将来の見通しが持ちづらいこと、障害の状態も様々であるが、同じ障害者との交流や共有を求めていることが伺えます。家族が支える負担感も大きく、障害の受容等への配慮も含め、在宅サービスへの強化や日中活動の場の整備を求める声が強くなる結果となりました。高次脳機能障害の専門的な相談と受け皿となる場の確保が重要になると考えられます。

・障害の症状 ～「記憶障害」が最も多い

「記憶障害」が最も多く、次いで「意欲の障害」、「情動の障害」が多くなっています。

・困ったときの相談相手 ～「家族や親族」が最も多い

「家族や親族」が最も多く、次いで「施設の職員」、「医療関係者」が多くなっています。

・日常生活で困っていること ～就労についての不安など

就労できるか不安であるといった回答がありました。

・利用したいサービス ～通所施設、生活介助など

障害者が集まれる通所施設や、在宅生活を支える生活介助などの回答がありました。

品川区障害者計画・障害福祉計画

発行年月 平成27年4月

発行 品川区

編集 品川区福祉部障害者福祉課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-3777-1111 (代表)